

第6回野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方検討委員会議事録

- 【会議年月日】 令和3年1月20日（水）
【開閉会日時】 開始時刻 13時30分 終了時刻 16時30分
【会議の場所】 与謝野町勤労者総合福祉センター 多目的ホール（1階）

【当日会議に出席した者】

委員 富野暉一郎 赤松孝一 久保友美 岡田 攻 江原義典 西川明宏 山崎政巳
小牧義昭 細井昭男 坂本竜児 山岡美加 浦島清一 白須宗明
行政 総務課長 長島栄作 総務課主幹 吉岡素子 総務課係長 田村 尊彦

【会議日程】

1. 開会
・富野委員長挨拶
2. 議事
(1) 第5回委員会の議事録確認
(2) 第5回委員会での町長との質疑応答の内容についての各委員の意見
(3) 第7回の委員会に向けて意見集約の枠組みについて
(4) その他
3. その他
4. 閉会
・赤松副委員長挨拶

【会議の経過】

(1. 開会)

●長島課長：失礼いたします。皆様こんにちは。それでは只今から、皆さまお揃いですので、第6回野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方検討委員会を始めさせていただきます。昨年は、皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございます。本年も引き続き、どうぞよろしく願いいたします。それでは開会に当たりまして、富野委員長からご挨拶をお受けしたいと思います。

●富野委員長：それでは開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。大変寒い中ですが、本日は委員の皆様全員お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、傍聴の皆様も寒い中ご苦勞様でございます。前回は町長さんにご出席いただき質疑を行いました。細かいところは色々ございますが、町民の皆さん、それから町の方の考え方、そして各資料などの検討材料は大まかには揃ったと考えております。今年に入りましてそれらを踏まえて、この委員会としてどのような内容で議論を進め結論を得ていくのかと、そういう段階になってくるといふふうに理解しております。いよいよ委員の皆様のご意見を踏まえながら、議事を進めていくこととなりますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。個人的ではございますが、委員長としては、この問題は町の今後のあり方、あるいは予算編成など様々な町の動き、そして地元の皆さんの生活にも大きく関係することですので、いつまでも議論していても良いというものではないというふうに思っております。今年度中どこまでいくかは、皆さんとお話し合いによるわけでございますけれども、できるだけ早い段階でそれなりのまとめ方ができるように、委員長としては努力して参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(2. (1)第5回委員会の議事録確認)

●長島課長：はい、ありがとうございました。それでは、2番からの議事につきましては、委員長の方で進行をお世話になりたいと思います。特に今回は、本日の資料というところではございませんけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

●富野委員長：はい。それでは議事に入らせていただきたいと思います。議事に入る前に、前回の委員会で皆様から資料請求、そして私の委員長としての質問事項に対するご回答が町長さんの方からいた

だきました、それは皆さまには渡っているということを確認させていただきたいと思いますがいかがですか。ありますか。大丈夫ですね。はい。それでは資料が渡っているという前提の上で議事を進めさせていただきます。まず第1に、議事の第1番目でございますけども、前回、第5回目の委員会の議事録の承認に入らせていただきたいと思います。前回の議事が大変密度の高い議事でありまして、議事録もだいぶ大量なものになっておりますけども、皆さんには読んでいただけたと思います。その上で、議事録の内容についてこの点を多少修正して欲しいとか、あるいは少し付け加えてとかそういうことがございましたらご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。はい。

- 長島課長：委員長すいません。事務局の方から1点。今回第5回の議事録の案③ということで、それぞれの委員様方にお配りをさせていただいております中で、大きな間違いをしております。18ページでございます。上から10行目の少し左側の「金貨極上」の文字でございます。誤っております。金科の「か」という文字につきましては内科の「科」。そして、玉条の「玉」そして条は条例の「条」所ということで、「金科玉条」の文字が誤っておりますので、修正をし、お詫びさせていただきます。変換ミスでございます。申し訳ございません。よろしく申し上げます。
- 富野委員長：「きんかごくじょう」ということで、世相を現わしているようで。はい、ご苦労様です。一応そういう修正がございましたので、ご承知おきいただきたいと思います。はい、どうぞ。
- 白須委員：追加でもう1点です。その上の、同じ18ページの上から4行目になりますが、「全く政治的な」というふうに記述してありますが、「政治的な結末を予想し」という、そういう発言ではなかったと思います。ここは多分「悲観的な」というふうに表現したと思いますので修正をお願いします。
(2. (2)第5回委員会での町長との質疑応答の内容についての各委員の意見)
- 富野委員長：修正でございますね。はい、他にいかがでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは特にそれ以外にはないということでもよろしいでしょうか。はい。それでは議事録はこれにて承認していただいたということにさせていただきます。それでは議事の本題に入りたいと思います。本日お配りしています次第は、第5回委員会での町長との質疑応答についての各委員の意見。その次に、第7回の委員会に向けた意見集約について、となっております。大きく2つ分けてありますけれども、あと若干事務的なこともございますので、質疑応答、意見については、1時間を想定をしておりますけれども、できれば早めに終わって、意見の集約についてはできるだけ丁寧な議論ができればということで進めさせていただきたいと思います。これから皆様のご意見をお聞きするわけでございますけれども、私今、マイクでお話しておりますので、マスクを外させていただいております。毎回そうでございますけれども、議事録を正確にとるとということがございますので、ご発言の際にはマスクを外して、それ以外の時にはマスクをつけてということで、改めてお願い申し上げます。それでは議事に入ります。前回の町長さん及び町長部局の皆さんもご出席いただいた委員会で質疑を行いました。これについての皆さんの感想、あるいは質疑応答した内容についての意見をいただきたいと思います。これはそれぞれ委員さんが質問し、ご回答を得たということに関する委員さん個人の意見も当然でありますけれども、この委員会としてそれをどういうふうに受け止めたらいいかというようなことも含めて、ご意見ございましたらぜひお願いしたい。事前に議事録を配布してございますので、前回ご欠席になられた方も、申し訳ございませんが、できるだけ意見を頂くようにしていきたいと思います。それでは特に順番は決めません。自分がこういうふう感じた、自分はこういう意見であるということについて、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。はいどうぞ、小牧委員さん。
- 小牧委員：はい。それでは意見を申し述べるまでに、この議事の進め方として、この前、何項目もの質疑をさせていただいたんですけど、それをトータルで意見を申し上げるのか、順番に総合計画との整合性の部分で意見を申し述べていくのか、その辺はいかががさせてもらったらよろしいでしょうか。
- 富野委員長：すみません。それについては後で説明しようかと思ったんですが、今日は、特に順番や項目別にということではなくて、自由に意見を言っていただければと思ったんです。と申しますのは、ちょっと今後の運び方について私の考え方を先に説明しますと、今日はまずそれぞれの委員さんが質疑の中で感じられたこと、あるいは自分はこういうふう考えていることについて、全般を見渡した意見をいただき、2月はちょうど議会がございませぬので、その議事録を早急に事務局の方で対応していただいて、議事録の案をできるだけ早い機会に委員の皆さんに配布し、その上で、議事録を踏まえた皆様の感想・意見を各項目ごとに文章で改めて次の委員会の前に出していただき、それをまとめたものを各委員さんに配布したいと思います。次の委員会ではそれを踏まえて、今回の委員会を出し

ていただいた皆様の意見と次回までに文章で出していただいたものを含めて、委員会で議論し、そこでまとめ方について、委員長からも提案したいと思いますが、皆さんからも意見をいただいて、どの程度まとめが進められるかということの目途を次回につけたいと、委員長個人としては考えております。そういうことで、今日は、なかなかお答えとか意見を言いにくい方もいらっしゃると思いますので、できるだけ自由に幅広くご意見をいただくということで進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●小牧委員：委員長がそのようにお考えだったらいいかなと思うんですけど、議事録が出ておりましたので、議事録で各項目ごとに答弁がっておりますので、その答弁を質疑した者が、私なら私が質疑した内容について、このようにありましたというような意見もあるかなと。他の方々も同じようになるかなというふうに思いましたので、各カテゴリーごとに進めていただいたらわかりやすいのかなというふうに思ったので。後でまたトータルのなところもあって良いのかなというふうに思った次第でありますので、委員長がそのようにお考えでしたら、それはそれで良いかと思えます。

●富野委員長：小牧さんの頭の中は非常によく整理をされていらっしやるので、多分項目ごとに、今回もそういう意見も出していただくことも全然問題ありませんし、それはそれで皆さんの大変参考になると思いますので、とりあえずそれぞれのやり方で意見を出していただくということで進めるということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それではそういうことで、順番はかまいません。ご意見のある方から出していただくということで、よろしくお願ひしたいと思えます。どうぞ、西川さん。

●西川委員：失礼します。まず最初に、2回ほど委員会を欠席させていただきまして、どうしても抜けられなかったものですから申し訳ございませんでした。ただ議事録はしっかりと読ませてもらっておりますので、大体流れなどは把握をしているつもりでございます。そんな中で、今回のこの野田川の施設の関係につきましては、いろんな観点で質疑応答があったわけですけれども、やはり原点は、財政改革なのかなあというふうに実は思ってます、後から、赤松副委員長もご指摘されたように、後付けで理由づけみたいなのが段々段々変わってきている。だから余計にややこしいというふうな印象を受けました。やはり財政の面でまず語る、町として進めていくべきなんではないかなというふうにも思ってます、中にはやはり将来を見据えた、夢ですとか町づくりとかというふうなことももちろん大事なんだと思えますけれども、要はもうそんなこと言っておられないような状況なんではないかなというふうに私は感じてまして、そういったことをはっきりと説明をされるべきじゃないかなと思うんですね。そうじゃなしに、それをややむやみにしておいて、違う理由を取って付けてするものですから、だから逆にもっともっとややこしくなっていくんじゃないかなというふうに印象を受けました。それから、町長がこの委員会に何を求めているのかという、「個人的には」というふうな前置きがあった上で、今回のこの提案が町の将来に向けて○なのか×なのか、是か否かというふうなことを判断して欲しいと。こういうこともあったみたいなんですけれども、これは一概に、黒なのか白なのか、×なのか○なのかということ、今回のこの内容だけで決められるものではないと思うんですね。ただ大きな大局の上では、やはり財政的なことを考えた上で、こういう提案・計画が出てきたんだろうと思うので、それについては大まか理解はできるんですが、要は進め方が非常に問題があるんじゃないかなあと思ってまして、そういったところの提言がこの委員会でできればいいのかなあというふうに思っております。私個人的には、町の方もだんだんこういう会を重ねたり、いろんな請願書が出てきたりという流れの中で、対応が変わってきてるように思うんですね。最初はこうしてある程度強引に持っていけば、今までも文句も出ななし何とかなるだろうというふうなやり方でされてたような感じがするんです。ここまで揉めてしまつて、逆にちょっとまずかったなというのを感じていらっしやるみたいですし、この議事録で言いますと22ページの、これは白須委員さんのご意見の答えて、小池課長さんが何回か同じようなお答えはされてるんですが、要は公共施設の管理計画の実施計画は、そういう客観的に数字とかそういうのだけで判断をしたんであって、あくまでたたき台ですよ。これからは個別計画を作るにあたっては、いろんな事業者のことだったりとか町づくりだったりとか住民の方々の声を聞いたりとか、そういったことを十分加味しながらやっていく必要があると。行革の委員さんからもそういうご指摘を受けてますよというふうな発言をされてますけれども、まあここに集約されるんじゃないかなというふうに実は思ってます。それぞれの施設、給食センター・体育館・公民館・図書館・商工会館もそうですが、いろんな施設が複合的に絡んではいるというものの、それ

ぞれの施設において、こういう姿勢で町の方も対応されていけば、少なからず今回のようなことにはならないんじゃないかなと思ってまして。いずれにしても、100%、100対0なんて結果はおそらく出ないと思うんですけども、それに近い結果が出るようにやっぱり努力をすべきではないかなと思いついて、そういったことを本当に長い間、時間をかけてしっかりと議論をされてるなということがこの議事録で理解もできましたし、そういったことを感じながら見させてもらいました。以上です。

●富野委員長：はい、ありがとうございました。それでは西川委員さんに続いて、ご発言どうぞ。いかがでしょうか。はい、岡田委員さん、どうぞ。

●岡田委員：同じようなことなんですけど、私も財政的な問題が大きいというふうに思っております。合併から、いわゆる合併特例債というのがあったわけですが、そういったものがもう早々と使われてしまって、底を打っておると。で、財政調整基金も皆崩して現状やっているというような財政状況ですね。それで、次から次にやろうということで、財政的に厳しいというのであれば、今、町民や区民で要望を出したり補助金の申請をしています。どんなんでも全て5%カットですね。全て5%カットして、どんな小さいものでも。そんな財政が豊かだったら、そんな町民が小さいことをお願いしとることに5%カットなんて必要ないじゃないですか。その辺のあたりが、町政自身を預かる人の考え方として、私はちょっと甘いというふうに思っています。また、議会の方でもそういったことを是非ともきちっとやっていただきたいですし、それでやはり、私が委員長をやっていました、皆同じようなメンバーですが、小牧さんや西川さんと一緒に行革をやりましたが、その頃でも経常収支比率が90%ぐらいになるまでは、何とか財政をずっと絞って、事業をしないようにというような提言もその頃もしていたわけですね。それから何年も経って、ますますひどくなってきておる中で、そしてこれでしょう。そういったことを、もう少し財政に余裕を持って、町民は何も贅沢を望んだわけでもなんでもないんで。やはり継続できる町政というのを一番望んでおるんで、そういったことにもう少し眼点を置いていただきたいというふうに私は思っております。

●富野委員長：はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、赤松副委員長どうぞ。

●赤松副委員長：ただいま財政問題が出ましたので、私も財政に対する見解を述べたいと思っております。やはり当初この計画が町から発表された時点で、議会で聞いたり、また町勢懇談会で聞いたりしたときには、町長の口から、また他の担当課長の方からも色んな意見が出ましたが、主旨たるものは、今後歳入欠陥を起こすと、将来。このままでは、いわゆる健全財政が望めないと。その健全財政に向けての一つの措置の一環として、どうしてもやりたいと。そのためには、既存の公共施設の解体、中身の統廃合、そして保育・教育施設の統廃合もしていかなければならないと。これが当時の錦の御旗といえますか、これが一つの町民に対して訴えられた、これも説明の仕方が悪かったから町ももっともっと丁寧にすればわかっていただけと、というのが町の当時何回も私もしましたけども、そういう姿勢ですから、財政問題が事の発端にあるという、先ほどの岡田委員や西川委員が言われた通りなんです。そこで、先月の12月議会でもある議員さんが、この財政問題を、特に公債費比率、以前は起債制限比率とか、今は公債費比率が財政を見る上で大きな要素になっていますが、公債費比率についてそれを基にして、町長に正されておりました。担当課長も答弁されておりました。私はテレビで見た限りですが、その時に町長も担当課長も現在の硬直化した公債費比率17.何%ですか。対して議員の見解に、まさしくそうだと、否定するわけでもなしに、その通りですとおっしゃって、ある程度認めておられました。ところが、それではどうするんだという質問に対しては、その対応策は、私が聞いてる限り、あやふやな、はっきりとしたこういうことをして公債費比率を改善していこうとか、財政を立て直そうとか、そういう具体的な案は私は聞けなかったと。普通一般的に言いましたら、例えば簡単に言いましたら、これ以上借金をしないと、地方債を残さないと。まずこれがもう一番ですわね。その次にはやはり、先ほども言われましたけど、経常経費の削減をしよう。今経常経費をうちの町で97%、98%ですか。確かそんなもんだと思うんですよ。はっきり覚えてませんが、90%を遥かに超えている。仮に97%としましたら、100円のお金があっても97円は固定経費に行くと。自由になるのは3円位だと、こういう完全に硬直化した今の財政状況。先ほど言われたように、財調基金やいろんなものが底をついたと。底をつきかけてると言ったらいいんですか、底が見えてきたと。それから、起債を起こす、借金ですか、地方債の特例債をはじめ、いろんな有利なものは使えるものは使っていると。今後もそれはそういったものに則って起債を起こされるでしょうけども、そういった非常に今苦しい中で、例えば、本当にこの本事業が当初の町の計画案、今後の財政健全化の一助となる事業な

のかどうかというところが大きなポイントだと思うんです。私はむしろ、このいただいた資料、町の答弁等々を聞いていましたら、むしろこれはコストパフォーマンスを考えたら、むしろ町の財政の悪化に拍車をかけるような気がいたします。例えば、ここがこの土地ですけども、そこに岩屋川という川が流れています。岩屋川が流れていまして、非常に町政懇談会でも、自然災害、いわゆる浸水地域にマークされているのではないかと、ハザードマップで。そんな危険なところに、あえて何で建てるんですかという質問があったときに、町長ははっきりと。どうでしょうか、公民館で50人位の人の前で、いや、それは嵩上げをすとか、避難経路を考えると、という対応策を申されました。じゃあこの場所をあの場所まで嵩上げしようと思うとどれだけの費用と、どれだけの建設期間がかかるか。そんなものコストパフォーマンスを考えたら、一概に果たしてどうなのかなど。そういうようなことをいろいろと考えますと、果たしてこの場所が適地か、適地でないのかということが、今回のいわゆる町長の言葉を借りて言うならば、不適切か適切かと言う言葉でありますけどもそれはこの場所がいいのか悪いのかと。そこが、今回この委員会に与えられた使命です。いいのか悪いかを出すのが使命です。だから私はそういう点でいくと、非常にここの地は問題があると思うのが現状でありますけど、基本的には、その財政面で言うならば、果たしてここです、いわゆるメリットが幾ばくかあるんだろうと私個人的に私的な計算をしましたが、おそらくこれはパウロ。いわゆるここで幼稚園を作ってあげようという団体。そのパウロさんが、基本的に建設費用もすべて出していただけると。そこに大きな魅力を町が感じられたのかなというふうに思いますが、それに至るまでの解体費。造成費等々を考え、そして町長がおっしゃったような嵩上げとか、そのようなことも考え、それから、わーくばるのおそらく駐車場の利用を考えておられると思うんですが、私が近隣の京丹後市の方の施設なんか聞きますと、京丹後市大宮の施設で220人ほどの子どもを預かっておられます。それから峰山で240人の子どもを預かっておられます。そうするとそれだけの子どもたちがいると、その駐車場ですね。職員の駐車場から、お父さんお母さんの駐車場等々考えますと、それは簡単なスペースではできない。そういうことも広く広く考えてみますと、果たしてここですだけの、いわゆる当初町が思ったようなコストパフォーマンスができるかという点には非常に不安を感じ、またどちらかと言えば、むしろコストが高くつくんじゃないかなという認識がするのが私の意見です。以上です。

- 富野委員長：はい、ありがとうございます。次いかがでしょうか。浦島さん、よろしいですか。
- 浦島委員：ずっと速記を読ましてもらって、それから年表にずっとこの間の流れをずっとまとめてみて感じたこと。それから質問に対しての答えで、自分がどれだけ納得できたかということも含めて、ちょっと発言をします。一つは、僕が問題にしたのは、説明会のときに、町が、本当にそれまでの立場として、住民の意見をしっかり聞いて、行政を進めようとしているんだというふうに言っていたことについて質問しました。そこに参加した行政の方が、本当に住民の声を受けとめて、その上で内容を精査し、あるいは改良していくという立場だったのかという質問に対しては、残念ながら速記を読んでもらったらわかりますけれども、答えてないんですね。正直な話。そこはどういう意思統一がされたのかなというところがずっと気にかかっていたので、この間の取り組み、平成25年からですか、この取り組みをずっと整理をしてみたらやっぱり、小牧さんも指摘をしてましたけども、ある時点からがらっと変わるんですね。平成28年。これぐらいまでは住民の意見を聞いてやろうという姿勢があるのに、29年になった途端にガラッと変わったんです。だからどっかで、これはこの方針でいくんだ、住民の声を聞いて取り組みを進めようという立場が見えてこないんですよ。だから、結局多分あの辺りのどこかで決断が、もうこれでいくしかないんだというふうに固まってしまって、住民の意見を聞こうという姿勢が消えてしまったんじゃないかなというふうに思いました。特に委員長が最後に質問をして文書回答がありましたよね。文書回答の中にも、それに対する回答があつてですね。議会へも住民へも、総合計画が議会の承認を経ているが、基本計画はそれに基づいていると。しかしそれに基づく説明は、議会へも住民へも行っていない。従って、基本計画に基づく本実施整備計画の説明ができていなかったと。こういうやはり説明してるんですよ。そこが今回の問題の大きな掛け合いがあったというふうに感じています。それから2点目に感じたことは、こども園構想の問題についての説明が、僕はまだ納得できてません。それはどういう点かといいますと、実は、説明にもありましたように、平成18年に政府の方で、こども園の問題の基本方針が出ました。でもトップダウンで、こういうこども園が必要だってバーッと方針が出されてきましたけども、一体この制度は本当にいいのかどうかという点検なり、実証が、あまり十分にされていないんですよ、実は。今でも問題が起き

てるから。そうすると、ところがどういう説明したかという、平成 25 年、今から 8 年ほど前ですか、その時の子育て支援事業計画の諮問に対する回答に対して、熟議に熟議を重ねてきたと町長は強調してるんですよ。これはね、ありえない。だから、熟議をするためにはそれなりの実践もあって、こういう問題点があるというのが出てきながらやっているはずなのに、何でそこだけ強調してるのかってというのは、僕はやはりこども園ありきに固まってしまったために、その柔軟性が欠けていたのではないかということ強く感じました。さらに、この間のいろんな質問の中で、町長の回答で気になっているのは、例えばこども園の園児数については、これは課長も説明していましたが、240 という数でしたかね。それがどうなるかまだわからないという状況の中で、何か今の計画をどんどんやっていったら、定数問題も含めて、あるいは実際の保育所の中身についても、大きな問題が出てくる可能性がある。だから、ちょっと立ち止まって、本当にこれがいいのかどうかという検討をしないと、大変なことになるなということが感じられました。これが 3 点目です。4 つ目に感じたのは、平成 28 年以降の実施計画が、説明では形骸化したという言い方をしたんですけど、書いてあったんですけど。なぜ形骸化をするのか、理由は全然書いてないんですけど、議論が形骸化していったっていうのは、もう縛られてしまって、もうそれ以上考えようとしなかったという、行政中の問題が出てきたのではないかというふうに感じられたので、これは非常に大きな問題。同時に 5 つ目ですけども、前に指摘をされている小学校の整備計画との関係で、こども園問題はどうか整理されていくのか、これもまだ未定と。加えて言っていたのは令和 10 年以降と言っていましたかね。令和 10 年以降になるということであると、こども園だけが先行して、この地域の子育ての環境を整えるというのは、非常に無理がある計画が行われようとしていたのではないかということを感じました。以上だから、結構ですね、ある時代、平成で言うと 29 年ですか、この頃からの行政側の進め方が、やはり柔軟性を欠いて、住民の声を聞くという立場ではないために、今回の案が出て、そして住民説明会も強行になって、そしてこの矛盾が激化したのかなと、いうことを感じましたので、やはりちょっと、委員長の提案の中で、これからどういうまとめをしたらいいのかというのが非常に心もとないんですが、いくつかの問題が明らかになっている以上、そのことをきちっと指摘をしながら、ちょっと考えなきゃいけないなど。以上です。

- 富野委員長：はい、ありがとうございました。はい。
- 岡田委員：先ほどすいません、抜けておった部分で、私がこのあいだ質問をさせていただきました分野なんですけど、こども園の改修に伴うことで、財政上もそうですし新しい何かをすることを実施する委員会を立ち上げていただいてはどうでしょうかということを検討してくれということ町長にこないだ意見を申し上げました。その辺の答弁が、ある種の検討委員会などの編成をした上で取り組むべきであるといった指摘がございましたけれども、これにつきましては、そのご意見を含めて、当委員会において検討されるものと思っております。この委員会でそのことも検討してくれと、いうふうに答弁されとるんですが、それはまた違うと私は思っていて、それはまた行政側が実施する計画と、財政上と、その場所、それから時期、そういったものをどんな規模、そういったことを実施する実施委員会みたいなものを立ち上げられてはどうでしょうかと言うておるのに、それもここで検討してくれという答弁があったんで、ちょっと委員長に申し上げておきます。
- 富野委員長：ありがとうございます。要するにこの委員会で、こども園に関する具体的な対応の仕方について議論するかどうかについての岡田委員さんのご意見ですね。はい。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。はい。久保さん、どうぞ。
- 久保委員：皆さんの今までのご意見とも重なるところがかなりあるのかなと思います。前回の町長の話聞いて印象的だったのは、この委員会の役割です。適切かどうかということですが、どこまでなのかということところがすごく曖昧に感じました。岡田委員もおっしゃっておられたように第三者委員会的なものを設けるところまで委ねられているのかどうかということのところ。委員長もおっしゃっておられた通り、議論をあまり長引かせるのもどうかということのところの中で、年度内に何かしらの方向性をというところの中では、どこまでの方向性・提案として持っていくのかについて考える必要があると思います。過去、なぜこのような事態に陥ったのか。手続き的なものであったり、その分析、それを捉えて、それ自身が適切だったのかどうかということのところと、もし適切ではなかったのであれば、それを今後どのように活かしていくのかということまで提案をしていくのか。やはり範囲といいますか、今年度においてはどこまでゴールを持っていくのか。財政的な視点もあると思いますし、

住民説明会や説明責任もあると思います。委員会もあと数回になると思いますので、提案をどこまで持っていくのか。過去だけなのか、未来のどこまでなのか、どこまで触れていくのかというのは、ぜひ検討できると良いというのが、意見でございます。

- 富野委員長：はい、ありがとうございます。他に。すいません、白須さんの方が先でしたので。その次、江原さん。
- 白須委員：この資料の、22ページの浪江課長の発言の中で、すごく非常に気になる中身があるので、それに触れていきたいと思えます。私たち町民のほとんどは、財政が逼迫してくるということは全国的な自治体の抱えている課題であるし、だからそれをどう上手に町民が納得しながら、それに合った身の丈に合ったものにしていくかという課題だとか、それから施設ならば今町が抱えている約200の公共施設をどう維持していくのかもわかっている。これはどこかで減らしていかなきゃいけない、これはもう皆わかっている。ただ問題は、どうこの町の人たち住民のニーズに合った、納得できるやり方を進めていくかという、そこが問題になっている訳ですね。だからそういう部分で、この体育館の問題についても、皆が納得する進め方になってないというところが問題になってるんじゃないかなと思うんです。この浪江課長の発言の中で、この新しい認定こども園での運動会の様子が書かれているんですね。大規模化の問題が論じられていますけれども、250というのは大規模であることは間違いない。要するに私調べてみて、東京の江戸川区の資料がありましたので見てみましたが、この資料でいきますと、江戸川区では2020年1月1日の資料ですが、145施設あるんですね、この認定こども園に関わる施設が。その中で、定員が150名までの園が136園です。200名まではわずか8園。200を超えるのは私立の園で1園だけです。これは、どう考えてみたら、250名なんていう規模は、3歳から6歳の時期というのは、人間の一生の中でどういう位置付けなのかということをつまえていくところから考えていかないと、保育の問題というのは本当の意味では理解されていかないと思うんですね。だから6歳までの人間の時期というのは、どれだけ大事な時期かということをつまえていっていった時に、すでにこの浪江課長の発言は破綻が露呈していることをご発言されてるんですね。250名では、運動会ができないと言われてるんですね、以前に。要するに、コロナの関係で、たまたまやむなく年齢ごとにせざるを得なかったと。やってみたら、親御さんも皆、子どものことがよく分かったと、これからもそういうふうにはやって欲しいという意見が出されてましたと。だから浪江課長はやり方さえ工夫すれば、どんな園を作ろうとも職員が努力さえすれば、知恵を絞ればやれるんだという、私から言えば全く乱暴な意見をされてるんですよ。どんな施設を作ろうが、やり方を工夫すればできるんですよということを言ってるんです。この発言はね。これは私は保育行政の長という方がこういう考え方で進められてるということで、忖度無しに言いますともものすごくショックだと思います、こういう発言が出てくること自体。だから本当に、人間の一生の中の6歳までの時間がどれだけ大事かということは、子どもたちの人間の成長の中で、これは調べていただいたらわかりますので。だからその1年というのは、例えば3歳、4歳の1年というのは、4月に生まれる子と3月生まれの子ではほぼ1年違います。この落差というのは、ものすごい大きな何年にも匹敵するんですよ、他の人間にはね。そういう時期に匹敵するんですね。そういう子供たちが、様々な発達の違いに差がある子供たちが集まってくる、そういう子供たちを育てる時期の保育園のあり方がね。こういう形で保育所のやり方さえやればできますよという結論。読んでいただいたら分かりますね。ですから、私は一昨年の12月議会の中で、ある議員の発言に対し、かえでこども園に関わる質問に対して、同じく浪江課長は、そういういろんな問題点は聞いておりますと。開園してからもう3年目になるけれども、まだきちっと整理できてないんだと。その時驚くべきことを言われたなど今でも思っているのは、職員が若いので力がありませんと言われてね。研修をもっとしなければならぬということと言われた、答弁として言われているんですよ。だから要するに問題は、職員のあり方次第ですよ。職員さえ頑張って何とかすれば解決しますよということと言われてますね。保育園そのものをどうするのか。まさに箱づくりじゃなくて町づくり、人間づくりだということ、中身が全く欠落した論理が、答弁がされてるなということを感じるんですよ。だからこれは保育行政ですよ。保育行政の中で具体的にこういう形で答弁されてきた時に出てきてるんですね。あそこは180名ですよ。しかも、250人じゃない。200に達していない、180人でも全体の運動会はできないんです。個別にした方がいいんだという論法に親御さんはなっている。そういうふうにはやっていきましょうね、そういうふうにはやったらいいんですよというようなことを言われている。だけど、親も含めて地域の皆でささえて、子育てはみんなで育て

ていくんだという、本当に大事な基本的な考え方を考えたときに、全体で運動会もできない。参加するのはその親の関係者しか来ない。だから今までだったら100名程度なら皆が集まって地域の人たちが、あーあれは誰さんの子どもさんだ、あの人は今調子が悪いのかなとか、そんなこと色んなものを見ながら子どもたちの姿を、地域の子どもたちを見ながら、皆でそれを支えてあげるような、そういう子育て・保育ができるんだけどもそれすらができない。できなくてもそれを工夫したら良いんだよとされている。だから、本当にみんなで支え合っていくために、例えば卒園式はどうするのか。卒園式、入園式。聞いてなくても良いやと。儀式として済ませば良いと言う風な儀式になってしまう、こういう形で行ってしまうと。でもそれが本当に質の良い保育に繋がるのかと。だけど謳い文句はそうになっている。質の良い保育をするために。

- 富野委員長：すみません、発言をちょっと。他の方も発言されますので。
- 白須委員：はい。保育をしていくんだということが言われているんですけど、だけど、実態は全く違う方向に今向かおうとしてるので、そういうことが、これは一端ですから。これは保育行政の一端です。そういうものの進め方が、色んなところで見えてきてるんじゃないかなということを感じるので、だからそういうことも含めて、しっかり論議していく必要があるんじゃないかなということを感じるんです。以上です。
- 富野委員長：はい、ありがとうございます。すみません、途中で申し訳なかったですけども。はい。それでは、江原委員さん。
- 江原委員：失礼します。前回の町長さんや課長さんがお話になった中で、様々な意見を出させてもらって質問させていただいた中で、この第三者委員会での意見を尊重するという言葉が度々出て参りました。それから、今回は中央公民館、野田川体育館等を解体して、こども園ということも丁寧な説明をしたつもりであったが、若干、言葉不足になり、丁寧な部分が足りなかったというお話もありました。この委員会の答申というんでしょうか。ここについてはその辺りの部分が出てくるかと思うんですけども。これは本日の次の議題、その集約の枠組みをどうするかということに絡んでくるかと思うんですけども。この委員会でもたびたび出てきましたけども、どこまで担うのかとか、ミッションは何なのかとか、我々の受けた使命は何なのかというふうなことも出ております。その辺りがちょっとまだ明確な答えというのが一本化はできてなかったと思うんですけども。今後の集約の中で、どこまでやっていくかということの方が大切かなというふうに思うんです。特に皆さんもお感じになっておられると思いますし、お話が出てましたように、財政というのは本当に大きな課題です。10億とか何とか試算には書いてありましたが、それは様々な状況が違うので、その金額になるかどうかは別としても、それだけの資金を調達というんでしょうか、そういうことができるのか。特に公債費比率が18%を超えれば、かなり厳しい制約みたいなものがあると。今17%を超えてるようなお話もありますので、本当にその辺りまでも含めていくのか。また新たな候補地をこの委員会を出していくのか。そうするとやはりもう少し、今回の資料にありましたように、5つ6つの候補地で、優・良・可・不可というような形でありましたが、そういう形をしていかないと、そこでもやはり丁寧な説明が不足するということになるのではないのでしょうか。町の政策の進め方というのは町長さんのどういう町づくりをしていこうかといった形になってくるので、そのあたりをどこまで踏み込んでいくのかというふうな形になるので、その辺りがあまり細かいところの答申なんかも含めていけるのかどうかということが、前回とかのいろいろな話を聞いた中で、私はそういうふうに感じました。以上です。
- 富野委員長：はい、ありがとうございました。それでは次、はい。細井委員さんですね。はい、よろしく申し上げます。
- 細井委員：町長は、1回目のこの会の開会のときも、前回5回目に来られた時も、委員会の意見を最大限に尊重するというふうにはおっしゃってますけども、前回の会議の中でも、やはり今の体育館、中央公民館、その場所にこども園を建てることを理解して欲しい。それでいきたいんだというようなことをずっとおっしゃってます。あれを聞いていて、今ここまで来ても、全くこう何も変わってないし、本当に、例えばこの委員会から何かまとめて意見を上げた時に、本当に聞く気があるんだろうかというのをものすごく感じました。こんな言い方をすると悪いんですけども、行き詰まってきたんで委員会にお願いしました。委員会からこういうふうに言われたんですけども、それを検討した結果、やっぱり今のままのこれまでの計画でいきます、というそんなことを言われそうな、非常にそういう感じが前回しました。これはあくまでも私の感想ですけども。だから、先ほど来、皆さんからいろん

な意見出てますけども、本当にそういう意見を聞かれるんだろうか。これは町長さんだけでなくして、役場全体もそうだと思うんですけども。そういうのもちょっと危惧してます。以上です。

- 富野委員長：はい、ありがとうございます。それでは次、いかがでしょうか。はい、山崎委員さん、どうぞ。
- 山崎委員：僕も2回ほど欠席させてもらったんですけども、申し訳なかったです。議事録を読ませていただいたんですけども。2回目の時に、僕がちょっと発言させてもらった中に、もう腹は決まってるんだと言わせてもらったんですけども。この議事録を読ませてもらう中に、皆さん同じ意見だと思うんですけども。役場の中の、どう言うんだろうまとまりがないというのかね、を感じるんです。ある職員さんに聞きますと、一昨年 of 住民説明会、ちょっと強行過ぎたと言われる職員さんも確かにおられました。そういう中で、これからどういうふうな町長が理解をしてくれるのか、細井委員さんも言われたように、僕もそういうふうになんかちょっと感じるんです。そういう中で、結論を出さんなんのですけど、その結論の出し方が僕自身ちょっと難しいなと思ってるんです。正直なところ、僕も岩屋の区長の立場から行政にお願いせんなんので、行政サイドには言いにくいこともようけあるんですけども、でもやっぱりこの委員会のメンバーとしては、このまま行っても平行線をたどるんじゃないかなというふうな感じを受けたんです。この読ませてもらってる中に、町長の意見がありきのような雰囲気があったんで、その辺がこれから先、担当課長、ましてや建設課長、いろんな課長や管理職員がそれなりに皆で協議をしてもらって、逆に、行政サイドの方から、こういう案はどうですかと言ってもらった方が僕はいいいんじゃないかなというふうに思いました。
- 富野委員長：はい、ありがとうございます。それでは小牧さん。
- 小牧委員：ちょっと長くなっても良いですか。まず私は行政運営そのものは、やはり行政計画とか、今回のこの認定こども園を建てていこうという実施をしていくわけですけど。それは何のために行うのかという、そういうところをまず考えなきゃいけないのかなというふうに思うわけですけど。やはり行政運営というのは、行政は法律に基づいて法律行為を行って、そしてその町民の生命と財産を守っていくと。だから今回認定こども園を建てたいというのは、町民の、子どもたちに対する、そういう提供をしていかなければならないということなんですね。前提条件は、法律に基づいて、法律行為をしなきゃいけないんです。そこがしっかりとできていたかできていなかったかということをやったり確認しなきゃいけないのかなというふうに、思っただけと来たんですね。それで、私、たくさん質問をさせていただきましたけれども、総合計画との整合性ということで、まずこの計画が、総合計画そして実施計画にどのように関連をしているかという質問を、私と白須委員でしたよね、させていただいたという経緯があったんですけど、その答弁のポイント、3点4点ほどあるんですけど。総合計画・実施計画に関連をさせて説明してきたという経過は無く、という答弁がありましたよね。2番目に、補完する財政計画は同じく施政方針に掲げてると。方針ですよ、計画じゃないということですね。それから3番目に、第一次与謝野町総合計画の後期基本計画以降、実施計画の作成はしてごさいません、と答弁がありましたね。それから、企画財政課長だったと思うんですけど、基本的に何が必要かと言いますと、その時だけの3年間のローリング方式は、その時だけの年度を見ていくのではなくて、後年度またその2年後の事業がどういうふうに展開されていくのかを一緒に見ていくということが、本来担保されていなければならないわけですけども、私どもが策定をしておりました実施計画は、当該、事業年度の次年度以降が横置スライドをさせておるということで、内部から見たときにも形骸化をしておりまして、あまり意味をなさないという判断のもとに、28年度以降作らなくなったというのが実態でございます。こういう答弁があったんですね。異常じゃないですか。これを私検証したんですけど、第一次総合計画後期基本計画16ページには、現状と課題1、子育てするならこの町で、施政方針2、保育サービスの充実、少子高齢化や保育ニーズの多様化に対応するため、保育所・園の適正規模・適正配置について就学前の子ども幼児教育・保育の一体的な提供も視野に入れ方向を進めます。これ基本計画に記載があります。だからこれは正当性があると思うんですね。ところが2番目、実施計画、平成24年2月作成、平成24年から平成26年までの3年間分です。これ実施計画に記載は全くありません。これホームページに掲載されておりますので、皆さんご覧いただいたらと思います。見ていただきましたら何も記載がありません。それから、課長は平成28年度以降作らなくなったと仰ってましたので、ホームページに掲載された公開された文書は平成24年に作成されたものであって、それ以降の部分がなかったものですから、それ以降に記載があるのかどうかということ、

作らなかったと答弁しているということですので、平成 25 年 26 年 27 年、要は 27 年に仮に作ったとしたら、27・28・29 の 3 年分が策定されてるはずなんですね。それがあろうかと思って 1 月 12 日の日に、その書面を要求しました。課長の方ですね。ところがメールで送るといふ返事があって以降、何ら連絡がありません。今、現に至ってはですね。ということは、実施計画は不存在というふうには私はみなしました。と同時に 3 点目は、さっき財政は方針しかない。要は財政計画がなかったということです。4 番目、第 1 次総合計画の前期後期、後期の基本計画にはローリング方式の実施計画は平成 26 年度以降の策定はない。総合計画の第 1 次・第 2 次ともに、毎年度 3 年計画を策定しますというふうにあります。これ議会で採決をされて議決で賛成で通ってるんですよ。にもかかわらず、この 3 年計画を実施していない、形骸化しているのだから実施していない。ありえないですね。ありえないです。事業計画の策定をしていないということの義務を負ってることを、担当課は認識してたということなんですね。そういうことですよ。形骸化してるという理由で、これ故意に策定を怠ったということなんですよ。これ事実が存在していたということ。要は、故意に策定をしていなかったという事実が明らかになったということです。こういうことを一つ一つ確認をしていかなきゃいけないと思うんですね。これって、根拠条文は何かなというふうにして調べてみると、これ地方自治法第 96 条第 2 項違反なんですね。議会基本条例にも同じように違反しますね。それから 2 番目に質問をしました、計画の策定と進め方、先ほど浦島委員もおっしゃってましたけども、同じ内容が一つあるんです。答弁のポイント 2 点ありました。第一次与謝野町総合計画後期基本計画、平成 27 年 3 月策定の与謝野町子ども子育て支援事業計画を根拠として、与謝野町幼保連携型認定こども園整備計画を策定し、施策を推進しているという状況でございます。こういうふうにご答弁を一つしていますね。それから 2 番目に社会教育施設につきましては、与謝野町公共施設等総合管理計画実施計画の 10 ページ。公共施設整備の原則に則り、14 から 17 ページにかけて、中央公民館などを 29 から 39 ページにかけて野田川体育館などの現状分析や今後の方向性について整理をしております云々、野田川認定こども園（仮称）建設のため、廃止しますというように整理をしているという流れでございます。流れでございます。これ検証したんですけど、先ほど言いましたように、1 番目の第一次総合計画基本計画には 16 ページに記載がありますので、それは正当性あると思うんですね。2 番目の与謝野町子ども子育て支援計画、平成 27 年 3 月策定、先ほどおっしゃってた内容ですね。この策定の根拠です。先ほども同じように言われた、平成 24 年の制定をされました子ども子育て支援法というのが、先ほどご紹介ありましたように第 61 条に市町村子ども子育て支援計画によって、5 年を一期として市町村子ども子育て支援事業計画の策定義務が課せられた。ここが根拠になってるんですね。これは法的義務ですので、当然に策定の義務は発生してるんですけど、これ事業計画には無いんです。これ事業計画を入れなきゃいけないんですよ。入れなきゃいけないにも関わらず、無い。この計画というのは認定こども園化を推進するものであって、認定こども園を新たに建設するという計画ではない。そこ間違えないようにしておかないと、今、旧加悦町には、認定こども園化になってますよね。なってますよね。これから新たに認定こども園の新たな建設をしているという状況ですね。この 3 番目のポイントとして、先ほどの 1 番目の基本計画、2 番目の幼保連携の計画ですね、を根拠に、与謝野町幼保連携型認定こども園整備計画を策定し、施策を推進しているということとしているが、平成 29 年 10 月議会全員協議会で、計画案として示したにすぎず、その内容は、5 年以上に及ぶ計画になっていました。ところが、当然、議会の議決事件でありますので議会承認を得ないといけませんけど、得られてないですね。さらに、すでにこの時点で、岩滝地域の認定こども園は建設中でありましたし、現在のかや認定こども園も建設中ですね。こういう事実が明らかになったということです。この明らかになったということは、我々もチェックして確認しておかなきゃいけないというふうにするんですね。そして、答弁 2 についてです。この、特に公共施設の関係ですね。与謝野町公共施設等総合管理計画、実施計画が平成 30 年の 3 月に策定をされました。その策定根拠は、与謝野町公共施設等総合管理計画の基本計画、平成 28 年 9 月に策定されたものです。これが策定の根拠であって、基本計画の策定根拠というのは、平成 26 年の 4 月に総務省通知というのがあるんですけど、そこに公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進についてという、これ法律じゃなくて、任意に策定をしてくださいね、そうすればいろんな補助金がかかりますよという、そういうのが出たんですけど、それに基づいて策定をしたというものなんですね。2 番目に、第一次総合計画基本計画の後期基本計画の 75、76、77 ページ、2 番目、将来にわたって成長する喜びという項目があるんですね。そこには中央公民館、図書館、体育館の施設方針が示されて

おります。中央公民館ですが、図書館、スポーツ施設の施策プログラムが計画をされ、統合・廃止・解体という計画は一切ないです。第6章の協働で進めるまちづくりというところに、答弁もあったと思うんですけど、1番目に効率的な行政運営の推進、既存施設の有効活用、相互利用、機能の集積を図るため、類似公共施設の統廃合等機能分担を検討します、というのがあります。そのようにはある。が、基本計画に基づく実施計画が、平成24年2月作成以降存在はしてません。したがって、この与謝野町公共施設等総合管理計画策定の計画は存在していなかったということです。与謝野町公共施設等総合管理計画は、基本構想、基本計画、実施計画の整合性は整っていなかったということが判明したということです。それを認識しとかなきゃいけないというふうに思うんですね。与謝野町公共施設等総合管理計画基本計画、私たち集められたのはこれに基づいて集められているんですけど、議会承認を得られていませんので、全く公定力はありませんね。中央公民館、図書館、体育館の廃止、解体、代替措置に関するそれぞれの基本計画・実施計画、それが全く存在していないということが判明したということです。これも認識しとかなきゃいけないということです。当然ですよ。中央公民館もそうですし、図書館もそうですし、体育館もそうですけど、町民の財産です。これを廃止あるいは解体、あるいは代替案があるのであれば、これは実施計画も絶対作らなきゃいけないですよ。というのが判明したと、これ、どこにかかってくるかという、地方自治法の第2条第4項、地方自治法96条第2項、与謝野町議会基本条例第4条、それから、妥当性がないということになると、行政作用法にも関係してくるのか、というふうに感じました。6番目に、認定こども園の関係で、平成30年6月25日に京都聖パウロ学園宛に、町が文書を出しているという、その質疑をさせていただいたと思うんですけど、それに対する答弁のポイントですけど、2点ありまして、平成29年10月2日に開催されました、議会全員協議会を皮切りに与謝野町幼保連携型認定こども園整備計画案の中で考え方を示し、なんです。これがここにくるんですね、2番目、もちろん、与謝野町内に3つの認定こども園を設置する基本方針に基づきすでにかえてこども園の設置を完了しておりますし、加えてかや地域認定こども園の整備に着手しているという状況でございます。のだがわ認定こども園につきましても、具体的な計画として議会、区長会、保護者に説明をしておりますので、設置場所については、課題となっておりますが、新園舎建設の方向性はすでにあつたもののご理解いただきたいと思います。これ計画だったら、なきゃいけないんですよ。あつたものとしてご理解いただきたいと思いますという答弁なんですよ。いいですか。検証ですけど、まず1番目に与謝野町幼保連携型認定こども園整備計画案、案です、どこまでいっても案、は議会に示されただけであって、実施計画ではなかったという事実が明らかになったということです。2番目に、与謝野町内に3つの認定こども園を設置する基本方針に基づき、から実施計画の不存在、基本方針のみで施工されてきたという事実が明らかになったということです。計画じゃなくて、方針で施工されてきたと。3番目、新園舎建設の方向はすでにあつたもののご理解いただきたいと思いますと思ふとあることから、既存事実があつたかのような錯覚のもとに実施されてきた事実が判明したということです。これも先ほどの法律、申し上げましたけどそれに抵触している。それから、9番目に質問しました平成18年三町が合併し一つの町になるため、行政運営資金として有利な起債である合併特例債128億5000万円の発行が許されていたが、この財源の活用について、当該施設整備等の計画がなぜ出てこなかったのかという質疑をさせていただいたんですけど、答弁のポイントですね、これはバランスということになります、今回のように大規模な事業でありまして中身によっては合併特例債の活用も十分考えられるというように認識してございます。なんですかこの答弁というふうに私は思います。後期基本計画と連携する実施計画が策定していないということから、財政計画は策定されてないんですね、されてないからこういうことになるんです。ということですね。これ債務不履行です。10番目に質問をしました、商工会館の取り壊しに関する調整は各団体とどこまで進んでるかという質問をさせていただきましたけど、その答弁は、現段階においては商工会館の取り壊しに関する調整につきましては全く進んでないという状況でございますという、答弁がありましたね。それは基本計画もなけりゃ、実施計画がないんですから、当然策定されていませんね。そして交渉に及ぶなんていうことは全然できないということの事実が判明したということです。それから町の財政計画14番目に質問をしました。野田川グラウンド、他の場所でも考えられてましたかという質疑をしましたが、財政シミュレーションについては行ってございませぬという答弁がございました。これはもともと、実施計画の策定もありませんし、財政計画の策定もありませんので、財政シミュレーションできるはずがないということが判明したということです。それから第三者委員会の位置

づけについて15番目で質問させていただいたんですけど、ここの答弁のポイントとして、1番目、したがって私が提案した計画について客観的に見て行政ルールや総合計画等の根拠に基づき構築されたものであるかどうか、そして、与謝野町の将来と現状を展望する上で、適正な計画であるかどうか、計画の見直しを求めておられる住民の皆様方の主張が客観的に見て、現状及び町の将来において適切なものであるかどうかを判断していただきたいと考えており、この計画を適切とされるか不適切とされるかをお示しいただきたいと考えております、こういう答弁だったんですね。この答弁は3つ、明らかにしていただきたいという要求が出てますね。その一つは、行政ルールや総合計画の根拠に基づき、構築されたものであるかどうか、ですね。法律に基づいた行為がなされていたかどうかということを確認してくださいね、ということをおっしゃるわけですね。2番目には、与謝野町の将来と現状を展望するうえで適正な計画であるかどうか、というのを答弁してください。3番目には計画の見直しを求めている住民の皆様方の主張が、客観的に見て現状及び町の将来において適切なものであるかどうか、これを3番目に聞いているということが明らかになったと、これに対する回答をここに書いてますけど、今は申し上げません。

委員長がそろそろと言われているので終わっていきます。

その他のところで、突然に、江陽中学校で主権者教育というのが行われたということがありました。その主権者教育で、証拠書類のポイントが、何点か手元に来てたというふうに思います。そのポイントは江陽中学校で行われた租税教育に関する書類についての経過ということで、1番目から見ていただいたら、ペーパーであったと思うんですね。私はこの事業の内容については第三者委員会が議論する権限もなければ義務もありませんので、そういうふうな考え方をしておりますけれども、このタイミングで実施されたことについて、紛争中の真只中だったということや、それから、非常に中身の内容が不自然であるというようなことは、疑いのない疑義が残ってしまうかなというふうには思うわけですけど、法的にはですね。手を突っ込んではいけないというふうに教育基本法でなってますね。そうなってくると、町が関与していなかったということは、資料を見ただけではしていなかったという資料はどこにも見当たりませんでしたので、そこについてはコメントは差し控えていきたいというふうに思ってます。従いまして、最終的に私の意見としては、この委員会で結論をきちっと出して、その根拠を明らかにして、要件事実を明らかにし、そして最終的にここを直しなさいということ、はっきりと申し上げるべきだろうというふうには思っております。以上です。

●富野委員長：はい、どうもありがとうございました。残り時間がそろそろ迫ってきましたのでそれぞれ皆さんの、まだご発言が無い方についてもぜひよろしくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。坂本委員さん、どうぞ。

●坂本委員：失礼します、坂本です。私からは第5回目の時に町長そして各課長の方々に前に発言、そして各出席していただいた方からの発言をお聞きして、歩み寄る姿勢があるのかなというのとはとてもよく感じました。こちらがなんぼ考えを出しても向こうが歩み寄る姿勢がないとなると、話は絶対に交わることはない、平行線のままでいってしまうので、何回会議をしても意味ないんじゃないかというふうになってしまいますので、自分の中ではですが、先ほど小牧委員さんからすごいわかりやすく説明をしていただきまして、自分の中の考えは決まりましたので、また今後もこの次の話し合いの時に自分の考えが決まっておりますので、その時にまた発言をさせていただければなと思っております。以上です。

●富野委員長：はい、ありがとうございました。山岡委員さん。

●山岡委員：すいません。まずは欠席続きで申しわけなかったです。皆さんの熟知されたご意見を聞かせてもらう度に、意見は言いにくくはなっているんですけども、議事録は読ませていただいているんですけど、その中で財政のこととか、しっかりとわかっていない私の意見にはなるんですけど、前回の委員会の町長の答弁、質疑応答ですね、ざっと読ませていただく限りでは、いろんなものにそういった根拠があるんだなというのは思ったので、それが町民さんの方にしっかり届いてなくて、こういう計画がなかなか進まないということになってるんだろうなと、そういう思いが出ました。私が言わせてもらえるのは、今すでにある、かえでこども園に通う子どもの親の意見ぐらいしか言えないんですけども、今、とても本当に何て言いますか先生方とかこども園には感謝しかないぐらい、本当に良い環境で通っています。それは新しい施設、新しいこども園ができてそういう施設もいいんですけども、やはりソフト面というか先生方の努力とか、その地域の方の温かい見守りっというのは本当に大事で

すし、親もとてもそれは必要だと思っておりますし、安心して子どもを送り出しているのは、やはり地域の方々が見守ってくださっているということが大きいかなと思います。それが大事なのに、やはり住民の方々の反対・不満のまま、そういう場所にできるというのは、やはり温かい見守りをいただけないということになるのかなと思うと、本当に地域の方のご理解というのはすごい大事だなと、そこが一番感じたところです。あと一つ感じたことは、いろいろな専門的な方々がいろんな評価をされているということを読ませていただいて、そこにもご意見はたくさんあると思うんですけど、皆さんプロフェッショナルな方なので、その専門的な分野は専門的な方にお任せするしか事が進まないのではないのかなということは思っています。以上です。

- 富野委員長：はい、ありがとうございました。一応これで皆さんから一回り意見を聞きました。委員長は委員長という立場で、皆さんのご意見を集約する立場でございますので、ここでは感想や意見は、集約の段階になりましたら多少お話ししたいと思いますが、今日は遠慮させていただきたいと思えます。ただ1点だけ、ちょっと気になっていることがあります。この委員会にしろ、町の方も、質疑の内容について、少し欠けてる点があるのかもしれないと思っています。それは、地域を作っていくのは地域の皆さんですから、地域の皆さんにどのような役割をしていただければいいのかということです。もちろん町の方も姿勢を正すとか疑問点を明確にしていくとか、計画を修正する部分があれば意見を聞く、これは当然ですけれども。しかし地元として、本当に地域の方々が元気になるような、そして一緒に作ったよねというような地域づくりができるような視点は、せつかくこういう委員会でいろんな方々が参加していただいているわけですので、地域の皆さんのものとしてこの計画をどういうふうにも再検討していくのかという視点がもしかしたら必要かもしれないと、私の意見はその程度にさせていただきたいと思えます。さて、すみません。だいぶ時間を取ってしましまして3時になってしまいました。後半に向けて、ここで休憩をとらせていただきたいと思います。今日は寒いので、お手洗い休憩を早く取りたかったんですが、それでは3時10分まで休憩ということで、よろしく願います。

【休憩】

(2. (3) 第7回の委員会に向けて意見集約の枠組みについて)

- 富野委員長：議事に入りたいと思えます。次の議題は第7回、次回の委員会に向けて意見集約の枠組みについて、皆さんのご意見をいただいて、まとめていく道筋をここで明確になればということでございます。内容は最終的に議論で決まっていくわけですが、枠組みをどうするかです。いくつか議論しなきゃいけない点があります。1点目は、大きな話ですけども、この委員会はいつまでやるのか。いつ、どういう形でまとめるのか。こういうことについてのご意見をいただきたい。これはお聞きするだけではなかなか難しいと思えますので、委員長の考え方を皆さんにお示した上で、皆さんのご意見を聞かせていただきます。さらに、これから年度内に委員会を行う機会は2回ぐらいあると思えますが、2回の議論の仕方、またもし2回以上伸びるんだったらどうするかということもあります。それについては、提言、提案の報告の内容について、どういう形式があり得るかということも含めて、議論した方がいいのではないかと思います。2点目はですね、では具体的に議論の集約はどういう進め方でやっていくのかということがあります。これは先ほど小牧さんからのご意見があった点についても含めてのことでございます。前回の委員会で、町長さんに対する質問をしましたが、その時、大きく5項目に分けさせていただきました。改めて申し上げますと、はじめに、総合計画と今回の事業との整合性です。次は、事業に関する計画の策定と進め方について。3つ目は、対象となる施設等の取り扱いについて。4つ目は、町の財政計画について。5つ目は地域づくりとの関連性についてです。こういう枠組みで質疑を進めて参りましたので、今日のご意見も、その大枠に沿った中で議論していただければと思えますがいかがでしょうか。提言をまとめるために、こういう枠の中で議論を集約してよろしいのか。或いはもし付け加えるものがあつたら、それはどう扱うかということについてご意見をいただければと思えます。最後に、そういうことを前提として、次回、第7回の委員会の内容をどのように想定し、どういう準備をしたらいいか、そういうことをお話いただければと思えます。それで、まず大きな枠の方からお話しした方が分かりやすいかもしれませんので、まずは全体の進め方について、特に年度内の進め方について考え方をお示して、ご意見いただきたいと思えます。まず第一に委員長の私見として、この委員会は、これだけ大きな問題でありますけれども、地域の非常に重要な問題であり、かつ地域の皆さん、そして行政も、それなりの緊迫感を持ち、危機的な状況を

どうやって解決するのかについて時期的な問題を意識しながら議論や説明会等をしてこられたわけでありです。そういう中で、この委員会がそういうような状況を見捨てて議論を続けるということは好ましいことではないと委員長個人としては思っております。従って、基本的には、3月までに、つまり、あと2回の委員会で、まとめなければいけないと、これが基本的な考え方でありです。それについて、この2回で、皆さんの意見が最終的に集約できた場合とできない場合について考えなきゃいけないだろうということです。まだ私は想定はしておりませんが、今年度中にまとめられる場合には、それはそれで一つ決着がつくわけでありです。もし、まとめが最終的にそこでまで至らなかった場合には、委員長として基本的には、暫定の提案、或いは中間報告を年度内に最低限まとめていきたいと思っております。行政、そして町民の皆さんにそれをお示しするという事は、やはりこの委員会の責務ではないかと考えております。その場合は、この計画自体のあり方、そして町の対応のあり方、そして地域の皆さんにお知らせすべきことなど、この大きな問題についてまず押さえた上で、中間的或いは暫定的な報告を出す必要があるでしょう。あとは、この問題は、あるいはこの点に関してはどのような意見への対応で議論が伸びる可能性があるわけがございます。それについては、暫定的なものを出した上で、来年度の早い時期にできれば1回か2回程度の委員会で、最終的な案をまとめてそれを提出し、それをもってこの委員会の役目を終了させていただくということはどうだろうかと思っております。そういうまとめ方、或いはまとめられなかった場合の対処の仕方について、まず、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

- 岡田委員：今委員長からの提案があったわけですが、基本的には最初言われた5項目の分野、基本となる今までの意見の集約、その分野に当てはめて、できれば私は、委員長、副委員長で原案を次回に出していただいて、そしてそれに対して次の委員会でいろいろと、いやいやこれはこうだし、これも入れて欲しいとか、こうだとかという意見を次にやったらどうかというふうに私は思っております。
- 富野委員長：はい。ありがとうございます。他にご意見は。はいどうぞ。
- 西川委員：はい。私もそのように思っています。あと何点か付け加えることが望ましいという意見があればまた付け加えをさせていただいたらいいいと思っておりますし、この中で、議事録の中でも、根拠として、判断をされたであろうとかですね、先ほどの小牧委員のお話で、ほとんどがこちらが言っているような状況で、そういったこともですね一つ一つ修正といいますか、正常な形にやはり戻していったかかないといけないと思うんですね。そういったことも、この委員会の報告の内容の中には入れるべきじゃないかなというふうに思います。
- 富野委員長：はい。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい。小牧委員さん。
- 小牧委員：私は、もう今日で終わってもいいかなと思うぐらいだったんですけども。これは自分で全部整理整頓をした時に、もう全くなってないなというのが判明したので、実はもう今日、ある程度の意見集約をして、そしてその意見集約、もう少し時間ありますので、意見集約をした後に、それを正副委員長で取りまとめていただいて、次回にその文面をここで確認をするか、もしくは、それまでにデータとしていただくかしてチェックをして、次回は、前半で確認をした後、町長に来ていただいて、次回の場で、委員長の方から答申を出す、この場でですね。というのも、一つのイマジナリかなというふうに思っておりましたので、それもあるかなというふうに考えておりました。どこまでの内容を、そのところに突っ込んでいくかということになるかというふうに思うんですけど、その内容について何ができていなかった、これがこうだったという、先ほどもちょっと申し上げましたように、根拠はここにありますという、要件事実はここでしたよ、だからできてないんだからこれは法律的に言ったら無効なんですけど、それを早期にもう一度1から臨時議会をがんがんでやってでも、早期に立ち上げなさいよというぐらいの要求をする。そうしないと申し訳ないですけど、言い方悪いですけど、自転車操業をして、よく私会社を見てまして、自転車操業をして、もう目先わからない状態で、明日の日々がわからないので借り入れをして支払って運転をして、結末倒産をしてしまった会社の状態をまさしく見ているような状態だったので、そんなことは決してあってはならんことですので、そういったところまでも、しっかりとここはこうしなさいということを提言をする、そういう仕組みの答申でいいかなと。それを重きを置かれるかどうかは別のことですので、そうされたいかなというふうに思っています。
- 富野委員長：はい。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。江原さん、どうぞ。
- 江原委員：最初に6項目に分けるという形で、基本的にはそれでいいかと思うんですけども、第1回

の時の資料としていただいている部分に、町の方からこれについて検討してくださいという部分がありましたので、基本的にはそこも含まれているか細かいところを見ていないので分からないですけども、含まれていればその中でいけますし、もしもそれが含まれていなければ、それに対する答申という形も必要かなと思います。先ほど小牧委員さんが言われたことについて、いろいろその辺も含めての部分がありますので、その辺精査していただいて含めるような形でいいかと思います。

- 富野委員長：はい。ありがとうございます。他には。どうでしょうかね。赤松さんどうですか。副委員長として。
- 赤松副委員長：まとめ方なんでいろんな意見があると思うんですけども、今、あと残された時間、どのようにまとめるのかという話を今しているわけですよ。だからもう少し皆さんの意見を聞いて、私は簡単に言えば、町長以下、町がこの委員会を作られた本当の趣旨は、いわゆる町の不備な部分や、いわゆる欠陥の箇所を探し出すのではなしに、この今の予定、計画地が、適切ですか、不適切ですかということなので、その不適切だという要因の中に、そういう町の不手際といいますか、欠陥を並べるといことはあるでしょうけども。じゃあそれを直ぐに今どうしなさいこうしなさいとか言うのがこの委員会のそこが役目なのかなという感じで、個人的には思ってますけど、まとめ方も十人十色で、皆さんが求められた個人で、例えば、個人個人がどんな文章でもどんな短いものでもいいので、まとめられたものを次に皆さんから提出いただくとか、次の委員会までに、事務局の方に提出してもらおうとか、そういう仕方もありますので、また反面、正副委員長にある程度任されて、その範囲内で原案をまとめて、その原案に対して、加減、足すもの引くもの、中には割るもの、掛けるものというふうな、そういう方法もありますし、どれが一番いいのかという皆さんここで議論してもらおうのが、私は個人個人で提案されてもいいんじゃないかなと、それから私は提案しませんと、私は正副委員長にお任せですという方もあるでしょうし、やはり私はここを訴えたい押したいという方もありましょし、その辺は皆さんの議論を聞いていただいたらいいかなというふうに思ってますけども。
- 富野委員長：はい。ありがとうございます。他にご意見はありますでしょうか。どうぞ。
- 細井委員：多分委員の皆さん僕も含めてですけども、もうやはり答えが決まってると思うんです。できれば小牧委員さん言われましたけども、次回でまとめるのがいいと思います。私もこういう会議始めてなので、どういうふうにやって意見集約をして、それを文章化していったらいいのかというのはわからないんで、これはまた委員長・副委員長にお世話になると思うんですけども、できればその方向で進めていただきたいなと思います。これから2ヶ月3ヶ月掛けたとしても、多分答えは変わらないと思うんです。だからやはり少しでも早く決める方が、やはり子供たちのためにもなると思いますし、できるだけ次回で答えを出せたらと思います。
- 富野委員長：他にご意見はありますでしょうか。念のためですけども、ちょっと委員長権限で、傍聴の方、何かご意見ありますか。折角ですから、何かありましたら。
- 傍聴者：委員の皆さん、小林庸夫と申します。長期間にわたりまして第三者委員会の皆さん大変ご苦勞でございます。私は、町長に請願、要望を申し上げ、また議会の方にも請願を出させていただきました中心になってやらせてもらった者でございますが、長い間、町長さんとも、或いは他の理事者の方々とも、何回か公式な記録はございませんけども、話し合いを持たせていただきました。或いはまたその中でなかなか収拾がつかないという形で、皆さんに今日までご苦勞になったという流れであるわけですが、私は基本的に思うんですが、町政というのは何やと。やはり住民の安心安全のできる生活環境を確保するのが行政の一番大きな課題であろうと思っております。そういった意味で今回の案件につきまして、私たち署名活動をさせてもらってきたわけですけども、住民の要望が全て100%良いとも思いませんけども、しかしながらやはりこれだけたくさんの方々を考え直して欲しいと、こども園に反対しているわけではございません。やはりこの場所で再検討して欲しいという、切ない思いから立ち上がったわけなんですけども、いわゆる財政的なこともよくわかります、私も議員させていただいておりますので、非常に厳しい中にあることは、自治体というのは、余裕のあるものだと思っておりますけども、中に入ってみますとなかなか厳しい中で、皆さんご苦勞なさっておられますが、やはりあくまでも組織、団体というのは、その組織構成される方々のためにある組織であると、基本的にはそこが大事だと思うんです。やはり管理される立場になりますと、財政的な面でこれはいかんというような思いになられることもよく理解できるんです。けども、この案件は、理事者側の思いを強く思うことであるべきなのか、住民の思いに重きを思う案件なのかということも含めて、理

事者にも考えて欲しいと思って何回かお話しさせてもらったんですけども、一向に聞く耳を持っていただけないと。いわゆる受けてたっていただくだけの器が、悲しいかなお持ちでないなという印象を持って今日まで来ております。やはりこういう問題につきましては、理事者側の思いを訴えようと思われるのでしたら、住民サイドに向けての何回かの説明会なり、そういったことを繰り返さされた上で、理解される方を増やすべきプロセスが大事だと思うんですが、こういったことが去年、今になりますと一昨年となりますか、町政懇談会という機会・・・。

- 富野委員長：すみません。まとめ方についてご意見をいただきたいんです。
- 傍聴者：はい。まとめ方。まとめ方につきましては、やはり皆さんに私の思いをこうして聞いていただいて、お考えいただきたいという思いでおります。はい。以上です。
- 富野委員長：ありがとうございます。折角ですから、もうひとつ方、どうぞ。
- 傍聴者：失礼します。石川の杉本孝史と申します。よろしくお願ひします。今まとめ方のことについてですけども、委員長さんからまとまったらいいですけども、まとまらなかったらどうするんだという意見の中で、暫定的な報告をするか、中間的な報告をするかと、こういうふうな選択肢を示されたわけですけども、私はまとめるべきだと思うんですね。それではなぜかと言いますと、中間的な報告、暫定的な報告というのは、あくまでもいろんな意見が出て、集約できなかったというような結果論になると思うんですね。意見をいろいろと100でも200でも書いて出せるかもわかりませんが、やはりこの野田川地域の今後を占う意味でも、またその8千何百名の、署名を負った非常に重たいことが出てる中で、やはりどっかで結論は出さなきゃいかんと思うんですね。ですから結論を出すことから逃げてはいかんと思うんですよ。私も個人的には、今、1歳、2歳の孫がおるわけですね。彼らが、私のところに限らず、他のいろんな家庭、いろんな地域、この地域に住んで欲しいと思っているわけですけども、そうすると、その子供たちがより良い街、より良い環境で育って欲しいと思うんですね。そうなれば、どういうふうにあるべきかという形を、一番最大の結論を出すべきだろうと僕は思うんですね。それだけ僕は重たい委員会だと思って、本当にご苦労さんだと思っておるんです。ですから、我が事、自分事にしてどうするんだということを決めなければいけないと思うんですね。というのはなぜかという、先月、町長さんが来られまして、私も第2回目からずっと傍聴で来てるんですけども、町長さんは、皆さんの意見を聞いてますと、聞いてやっていますと。けど、片や聞いてないだろうと。いうことでこういう問題になるんですけども、僕はこの間の町長さんの話は、耳では聞いてるよと、だけど心では聞いてないと僕は見とるんです。ですから、人の意見というのは心で僕は聞かないかと思うんですね。だから、中途半端な答申を返すと、委員会でもこのあり方委員会でも結論をよう出せへなんだやとか。結論が出なんだで、私は私のやり方でいったらえかろうとかいう、かえって違うシグナルにとられる可能性が僕は高いと思うんですね。従って、町長さんと委員長さんとどういう話をしておられるかわかりませんが、私は、やはりこの地域に住む人間として、やはり結論を出して、これが一つの形として前を向いていくという、そういう僕はこの委員会には責任があると思うんですね。それから逃げたら駄目だと思うんですね。以上です。
- 富野委員長：はい。ありがとうございます。ご意見は、肝に銘じて行きたいと思ひます。傍聴の方のご意見も少数ですけどもお聞きしました。この案件につきましては、とにかく年度内にまとめ上げていきたいというご意見が大勢でありますし、具体的にそれに向かって、努力するのが第一であろうということは、委員長としてもよく理解できましたので、その方向でいきたいと思ひます。そういうことで、難しい点もあろうかと思ひますけども、今年度中にぜひまとめるということで、皆様にお諮りしたいと思ひますが、いかがでしょうか。どうぞ。
- 江原委員：委員長さんの意見は、今年度3月までにまとまらなければ、その時点で暫定とか中間報告の形で、今年度締めという形でご報告されて、そのあと1回か2回で、結論は出すということなんです。
- 富野委員長：もちろんそうです。
- 江原委員：今、傍聴者の方が結論が出ない場合は中間報告で終わりみたいな形を反対だとおっしゃってたんですが、そうではなしに年度内でとりあえずまとめて、出来ない場合は、数回開いて、あくまでも答申として報告を出すということですね。
- 富野委員長：おっしゃる通りです。私はこの1年間、町長さんからこういう委員会を作りたいとお話しされた時に、期限は切らないでくださいと申し上げたんですが、その方針で委員会を進めて参りま

した。それはどうしてかという、やはりこれだけ難しい問題でありますから、地域の方々も十分納得できて、そして、町の方も、正すべきことは正して、まとまっていくというプロセスが絶対必要だと考えたからです。そうであれば、とにかく丁寧に議論を進めていくことが必要で、結論を出さないことはありえないですけども、最低限やらなきゃいけないことだけはきっちりやりたいということでやって参りました。委員会はあと2回ですね、その中で、これまでの委員会を経てそれなりに大きなまとまりは出来つつあるのかなと、そういう感じは受けています。ただ、もしかして、不十分な点があるといけないという意味で、あと1回、2回延長する場合がありますね、という意見を申し上げたわけでありまして。そういうことですが、皆さんが今年度中にまとめたいという、意思が強いということであれば、委員長としてはそれを受けて努力するのは当然でありますので、副委員長さんにも大変ご苦労かけるとは思いますけども、委員長、副委員長で頑張るというまとめ方をさせていただければと申し上げたいと思います。どうでしょうか。それでは、まとめ方については、そういうことにさせていただきます。それでですね、小牧さんのご意見は非常に重要だと思いますが、私は、どうしてもやはり丁寧に進めたいと思っています。というのは、今日は皆さんからご意見いただきましたが、そのために前回の委員会の議事録を読み込んで来ていただき、そして、それぞれの意見をまとめた上で、今日の委員会で意見を言うっていただくということをやりました。今回の委員会でいろんなご意見が出ましたが、改めてそれを委員の皆さんが咀嚼して、最終的にこれじゃないかということを確認させるプロセスが必要かもしれないと思います。そこは委員長、副委員長だけで提言案をまとめて提出するのも一つの方法かもしれません。ただ、もうちょっとそこは丁寧にできないかなという気持ちがあって、今日の委員会が終わりましたらできるだけ早く議事録を事務局が作っていただいて、それを皆さんに読み込んで頂き、改めて各委員さんに今度は口頭ではなくて、簡単な文章でも結構ですから、最終的な意見を文章として委員会に出していただくようにしたい。それを、委員長・副委員長が読ませていただいて、そこで委員長・副委員長案を次回までに提示させていただくということではどうかなということなんです。次回の委員会では、委員長・副委員長案で、十分まとまるかどうか分かりません。でも、もしまとまらないようなら、年度内にもう1回くらい委員会を開催させていただいて、最終的に調整をさせていただくということで、基本的に年度内に取りまとめるということではいかかだと思います。この委員会では、これまでこれだけ議論してきました。資料もたくさん読みました。そういう意味では町民の皆さんの、もちろん全員ではありませんけども、代表的な意見も聞かせていただいたわけですから、それをもって結論を出すということもあり得ますけども、もうちょっと、もう一つ丁寧にやりたいなと思うことがあります。委員長としてはですね、やはりちょっと提案したいことが実はあるんですね。そういうこともあって、もう少し時間をいただければなということがございます。まとめ方として、項目に従って整理した内容で意見をまとめることは当然のことながら、町がやってこられたことについての欠けていること、或いは不十分だったこと、或いは直して欲しいこと。そういうことについて明確にすると同時に、しかしそれをどうやって修復していったらいいのかということについて、当然提案は必要だと思います。その上で、町民の皆さんにも、こういうことなのでこの点についてはこういうふうにご理解していただいけませんかという提案ですね。しかし、町民の皆さんに対しても、こういうやり方もあるんじゃないかという提案をしていきたいということだと思います。もし次回でまとめればそれはそれでよろしいんですけども、最終、年度内頑張るってまとめたいということを進めさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。小牧さん、特に。どうでしょう。

- 小牧委員：はい。丁寧にやっていただいたらいいと私は思っておりますし、きっちりと提言するところは提言していかなければならないと、いうふうに思っておりますし、それからここでのいろんなご意見が出ましたし、その意見も取りまとめながら、提言書としては出す必要があるかなというふうに思っておりますので、なんか私が言ったら荒っぽいみたいな言い方のようですけど、もっと丁寧にいったらいいというふうに私も思っておりますので、ただ、ポイントをどこをもって示すのかということ、なぜこれだけトラブルが起こったその根拠はどこにあったのかということをしつかりとこの場で整理整頓をして、そして、あんまりその恣意的感情とかそういうものではなくて、根拠をきちっとした揺るぎのないというかな、根拠があるという理論的なものがこうですよということをきちっと町の行政の方には示す必要があるかなというふうに思いますので、丁寧、ごもっともだと思います。

- 富野委員長：ありがとうございます。他にご意見は、どうぞ。
- 赤松副委員長：私もいつまでも縛るという言葉がありますが、丁寧という表現の中で、やはりそれは時間を切ってされた方がいいだろうなど、少なくとも年度内で最終決着を出されるのが望ましいなど思っています。それで先ほどちょっと言いましたけど、今の小牧委員、今日長いことお話いただきましたけど、非常に的確にできてないところ、なぜこうなったのか、的確に報告いただきましたので、それは小牧委員のいわゆる検証の仕方ですし、それぞれ委員さん委員さんによって、いろんな角度から検討といいますか、精査をされていると思うんです。だから精査の着眼点がいいとか悪いとか、そういうことではなしに、また文章がいいとか悪いとかでなしに、やはりその委員さん委員さんが、もしも思われたこと、最終的な意見、感想でもいいですけどを、もしもありましたら、早いうちに提出をしていただいて事務局に、それを参考に次の委員会ではさせていただくと、やはりこれ、この委員になった以上は、自分の意見を言うということが一つ委員の使命でありますから、内容はともかく、私はどうしても出したいと言いますか、特に何もないという方に強制的に出せとは言いませんけども、もしも心あるならば出していただいて、自分の意見を率直に述べていただきたいなどそんなふうに思って、事務局の方には申し訳ありませんけども収集していただきたいなど、皆さんよければですよ、というのが私の意見です。
- 富野委員長：ありがとうございます。こういう委員会の取りまとめにはやり方が二つあって、原案を事務局に作ってもらって、それで最終的に皆さんの意見をまとめるというやり方もあります、でも私はね、この委員会はそんな委員会じゃないと考えています。要するに、町の行政当局とはきちっと役割分担をするべきで、この委員会は独立の委員会であって、委員の皆さんの意見をまとめ、そして地域の皆さんの意見を反映させるということが何より大事なことでありますから、そこは事務局にお願いしないでこの委員会でまとめるべきでしょうね。そういう意味で、委員長・副委員長で原案を作らせていただいて、皆さんにお配りして、最終的に委員会の中でご意見をいただいたうえで、できれば1回でまとめるという方向でいくことが正しいかなと、そういうふうに思っております。これは別に事務局を楽にさせたいという思惑で言っているわけではなくて、この委員会としてあるべき姿だと、そう思っておりますので、よろしくご理解いただければと思います。今日は早く議論が進みました。どうぞ。
- 白須委員：論点が少しずれるかもわかりませんが、やはり発言しておかないと禍根を残すので、発言をしておこうかなと思うんですけども。そもそもこの問題の発端というのは、私なりの理解でいくと、計画だとか考えていくと、やはり認定こども園の設置が出发点だと私は思ってるんですね。認定こども園を作らなければならない。その土地をどうするかというところから始まっている。そこに財政問題も並行してあったから、そこにくっついた。財政問題が後付けで入ってきたというような流れのように私には見えるんですね。だから、要するに認定こども園を作らなければならないという、要するに町側の必要性の中で始まっていると思うとね、もしそういうふうに考えたとする、いったい認定こども園 250 名を超える規模の認定こども園の必要性が本当にあるのかどうかという論議がね。やはりもう一回検証される必要があるというのが私の考え方です。なぜかと言いますと、体育館の問題、公共施設の問題、体育館と公民館の問題ですね。同じように、こども園も公共施設という非常に重要な中身を持つてるわけですね。だけでも、保育の問題については非常に専門性の高い内容なので、立派な施設をつくれば、立派な箱をつくれば、教育環境は非常に恵まれた環境で、質は上がりますよというふうに言われれば、うーんと思ってもね、具体的に反論のしようがないんですね。それだけ専門性が関わってくる問題だからこそね。だから、町が承認を得てきたというふうに言われれば反対のしようがない。我々一般の住民からすれば。ああそうですかと言わざるを得ないんですね。そういう流れでてる、だけど、やはり専門的に考えた時に、250 名なんて規模はありえないはっきりいうけど、私はそれを作ったら禍根を残すと思ってます。そういうものを作ってしまう。だから、子育てに関わるのは親であり、保育士であり、そして子供であり、地域の人たちで、その人たちの力をどう吸収しながら子供を育てていくのかと。それは、子育て教育の見直しの重要性は、本当に見直しされてるんですね世界中で。本当にみんなにこういう投資をすることで、未来を本当に未来の社会を作っていくために、子供たちにしっかりと投資しなきゃならんというのが今の世界の流れですね。そういうことを考えたときに、250 名なんていう規模で、3 歳 4 歳の子供たちが本当に安心できる環境なのかどうなのかと考えたときに、ありえないですよはっきり言ったら。だからそこで話したら時間が

かかるので、それ以上言いませんけど、だけど、語ることはいっぱいあるし、語らなければならないこともいっぱいあるんですね。だけどなかなか一般的にはそれはそこまで論理的にきてないんですよ。わからないから。専門的な部分があるからね。だけど、私はそう思っています。だから私は、この250じゃなくて半分に分割する。認定こども園にするなら分割する。すべきだと思いますし、150名規模の認定こども園を作るならつくるというふうなことも考えていかなければ、私は、馬鹿げた250名のような保育園をつくれれば、禍根を残すというふうに思っているの、私の意見としては、やはりそのことも含めて体育館の問題も論じるならば、もう一度、保育園の問題も論じる必要があるんじゃないかなってことを思っています。以上です。

- 富野委員長：はい。ありがとうございます。取りまとめの中ではそのご意見をどのように、扱わせていただくかについてもまた次回議論させていただければと思います。どうぞ。
- 西川委員：今のご意見を聞いてまして、この議事録でも250名というのはやはり考え直さないといけないということもおっしゃっておられるんですね、これが250人がそのまま独り歩きするとも思っていないんですけども。それ以前に、私の知人も子ども子育て会議に入られて、ある程度内容も聞いてるんですが、本当に、何回も何回も改良を重ねて、専門の方もその中には配置されて、夜遅くまで、本当に大変なご議論をされてるのを聞いてるんです。ですから、それを受けてこの結果が、そのこども園の規模とか位置とかという問題はあるといえるものですね、そこで費やされた、熱い議論だったり時間というのは、これはやはり、私は尊重してあげないと、何のためにそれを皆さんがされてきたのか、それを全否定されて、内容がわからんさかいに、はいまた1から検討し直しなんてことをやってると、何にも進まないんですね。ですからそこはそこで、やり方だったり結果は別にしてですね、それに至るプロセスの中で、意見があったことについてはある程度尊重すべきだなと私は思っております。
- 富野委員長：はい、ありがとうございます。こういう議論が多分取りまとめの中で、まとめ方のあり方自体をどうするかという議論として、皆さんの意見を集約していかなきゃいけないものだと思いますね。どちらが正しいとかそういう議論よりも、まとめ方、この委員会の性格からいってどうなのかということもありますので、そのあたりは、できるだけきちっと意見集約ができればと、そういうふうに思います。はい。他に何かご意見、岡田さんどうぞ。
- 岡田委員：先ほど赤松副委員長がちょっと言われましたが、各委員の方々に提言といいますか、文書で提出といいますか、それを岡田なら岡田委員は、これだけは是非とも提言しておきたいという部分を文章である程度、500字も600字もというのはあれですが、その辺自分の良識で考えて、何日まで提出するという辺りまで、委員長采配していただけるとありがたいと思います。
- 富野委員長：ありがとうございます。どうですか議事録はいつ頃できますか。議事録をお送りして、それを一応確認していただいた上で、ご意見いただければと思っておりますので、想定できますか。
- 長島課長：大体いつも2週間というふうには申し上げておるんですけど。もう少し早くということですよ、できるだけ。1週間はいただきたいと思うんですけども。
- 富野委員長：今日が20日ですもんね。
- 長島課長：今月中というあたりで、それでは調整をさせていただく。
- 富野委員長：後でこの委員会の日程も決めなければいけませんけど、その辺りわかってくると良いですけど。とりあえず仮に今月末までに、修正はまた別として、原案そのものを。
- 長島課長：第1項というか、第一版、案の1という形でいいですか。
- 富野委員長：そうですね。それを今月に送らせていただいて、それに基づいて、あんまり長々としてもしようがないですから、5日前後かな。2月5日って何曜日ですか。
- 久保委員：金曜日です。1月29日が金曜日なので、29日の金曜日か、1日の月曜日になるか。
- 富野委員長：だから1月29日にあげていただいてそれを送っていただくと、今月いっぱいには皆さんに届くと。それに基づいて書いていただいたものをいつまでに、その次の週ぐらいですかね。
- 久保委員：2月8日。
- 富野委員長：そんなに時間はいらなと思うんですよ。2月5日ぐらい金曜日。皆さんお忙しいかな。要するに、1月28日に議事録が手に入って、それを読んでいただいて、2月5日までに文章を送っていただくと。どうでしょう。一応委員長・副委員長でまとめるにあたって、2月5日までに議事録のあるなしは別として、何とか出して事務局の方に集約させていく。それを委員長・副委員長で読ませ

ていただいたうえで、案を作成させていただくという段取りでいければと思いますが、いかがでしょうか。大変ご負担かけますけども、そういうことで。字数については特に指定はしなくていいと思います。そんなに長い文章をいただかなくても、今までの議論がありますので、趣旨は大体理解できると思いますので、簡潔にさせていただくということで、よろしいかと思います。小牧さんのご発言については議事録でそれなりに受けとめはできると思いますので、あとは具体的にその他の方々についてご意見をいただくということでいかがでしょうか。はい、どうでしょう。はい、何か。

- 西川委員：小牧さんの発言、多分途中だったと思うんですけども。議事録にも、載らないだろうと思うので。
- 富野委員長：すいません。小牧さんではよろしいですか。
- 小牧委員：調子狂いますよね。先ほど途中で委員長がということだったんですけど、質疑の中で、この第三者委員会の位置付けについて質疑をした案件があると思うんですね。それに対して、先ほど申し上げましたように、3点ばかりの回答を求めるということがあったと思うんです。行政ルールや総合計画等の根拠に基づき構築されたものであるかどうかというのが1点目。2点目は、その町の将来と現状を展望する上で、適切な計画であるのかどうか。3点目、計画の見直しを求めておられる住民の皆様方の主張が客観的に見て現状及び町の将来にとって適切なものであるのかどうか。この3点があったと思うんです。これは、個人的にというふうにはおっしゃってましたけど、私が提案をした計画についてとおっしゃってましたので、これは個人的見解ということではないですね。というふうに捉えておかなければならないかなというふうに思っておりました。そこで、この私が整理をした中では、基本構想、基本計画、実施計画、その整合性というのは、非常に瑕疵が相当多くある点、瑕疵がたくさんありました点があったということから、また、形骸化しててやらなかったとかというのは、これは故意重過失に当たると思うんですね。そういうところから、計画策定の未実施、それに伴う財政計画の未策定、行政運営にとっての根幹となるべき行政事務が非常に不適格な部分がたくさん見受けられたなというふうにも感じました。2番目に質疑がありましたものについては、現状反対者の方々から、論拠に反して、反論をして答弁する根拠が行政側にはないんですね。ということは、その根拠がなくて行政計画が実施をされて、行政行為の要件を満たしていない、先ほどちょっと言いましたけど、行政行為の要件はきちっと満たしていきなさいいけないんですけど、そういうところから、的確な計画であったとは言えないのではないかなというふうに思いましたし、それから3点目に、反対者の質疑に対してのことを問われておりましたが、反対者の主張というのは、個々によって、非常に利己的で恣意的な、感情的な事柄もありまして、2回目に来ていただいたりした中で、かなり感情的なものが入ったりだとかというようなことがあったと思うんですけども、それでも共通して主張をされておりましたのは、この計画自体が唐突であって、そして、住民説明会や合意形成に至っていないのに、行政が強行的に実施することに対する、計画の見直しの要求だったかなというふうに理解をしたんです。したがって、この指摘の根源というのは、現在の与謝野町の行財政運営根幹に関する見直しを求めた主張であったというふうに考えて、私は単に野田川体育館の存続を求めたものではないと解するべきというふうに考えるんですね。言い換えましたら、現在の与謝野町の行財政運営が的確に実施されていたのか、また、実施されているのか、またされようとしているのかという疑義があって見直しを求めたものであるというふうに考えましたので、その辺りを主張されている反対の団体の皆さん方は客観的合理性を有して正当性があるというふうに私は推定をしました。こういうことをきちきちとやっていく必要があるかなというふうに思いましたし、それから先ほど申し上げました法律の根拠、地方自治法、これ、1969年に実はできてるんですけど、皆さん多分記憶に新しいと思うんですけど、もともと地方自治法で、基本構想の策定が義務づけられておったんですけど、それが平成23年にその地方自治法第二条第4項が削除されまして、策定義務はなくなったんですね。その同日に総務大臣の方から通知が出まして、地方議会の議決を経て基本構想の策定を行うことができるというふうになりますので、基本的にはいろんな多くの自治体が、議会の条例制定をされてその条例の元に、この基本、総じて総合計画と言ってますけど、基本構想・基本計画・実施計画と、この三つの流れになってくるということなんですけど、それをこの与謝野町では、平成28年に条例を制定しております。ですので、我々が今論議をしているこの公共施設の実施計画についての根拠は、第一次総合計画、後期基本計画に基づいたものになっているということは、一番当初の地方自治法の削除される前が適用されておりますので、それに基づいた実施計画、3年間のローリングは義務づけられて

やっぴいかなければならぬし、議ひでもそれは承認をされていたものですから、それをやっぴこなかつた、だから見えなかつた。あれローリングになりましたら、3年後が見えるんですね。例えび今作っぴ3年後に、例えび給食センターを建てていかなければならぬという、そういうものがあれば、それは町民の皆さんには見えるようになってくるんですね。それが実施をされてこなかつたので見えなかつたという、そういうのが明らかになってきたかなという、そういうことが出てくるんですね。例えび、この前加悦中学校を建設しましたけれども、一度インターネットを叩いていただいて実施計画を見ていただきましたら、加悦中学校の基本設計、それから実施設計、それから軀体にかかる予算は大體どれぐらいで建てていこうという、それがローリング的に計上されております。それを見ると、将来加悦中学校が建つんだとか、この体育館がどのようになるんだなどというの、町民の皆さんの目に触れることとなりますので、それが全く見えなかつたというのは、そういったことが実施計画が策定されていなかつた、その根拠はどこにあったのかなと言ったら、形骸化していたので作らなかつた、それは許されるべきことではないというふうには私は理解をいたしました。で、先ほどちょっと戻りますけど、与謝野町議ひ基本条例というのがございまして、与謝野町議ひ基本条例は、5年以上の、議ひが求めた場合というふうには前提条件がありますけど、大きな公共施設のこういつた廃止だとか統廃合だとか、そういったものについては、住民にとって大きな問題ですね。それを議ひが求めないということは考えられないと客観的に考えられますので、そうすると、そういった事業をやっぴいくというふうになれば、実施計画があつて、それらも議ひに上程をされる。そういったことがきちつとなされていかなければならぬですけども、その実施計画そのものが策定をされていなかつたので、唐突に出てきた。そして基本計画、公共施設等総合管理計画・実施計画。その中には、見ていただいた通りで、認定こども園を建てると廃止するんだということが文脈でボンと謳っぴしてしまつてますね。それっぴ、ありえないことですね。普通だったらそうではなくて、認定こども園は認定こども園ですし、体育館は将来的にはこのようにするという、そういうようなことが、上がってくるっぴいう。でもそれは方針だということだったので、それも議ひの方で、5年だとか10年、30年ぐらいの計画になっていますので、議ひ承認をしなければいけませんので、そういったところの根拠がきちつと私たちは知っぴおく必要があるかなということでありまして。そして、結論的なところを申し上げますと、この第三者委員会の結論というの、きちつとした要点整理をしておかなきゃいけないと思っぴうんですね。事実に反した行為とか、そういう事項はなかつたかどうか、そして間違つた行為だとか、違法だとか不当だとか、言動もそうですし、手続き的なこともそうですし、それがなかつたかどうかで合理的・客観的に見て正当だったのか、また不当だと思われる事実があつたのかどうか、こういつたところについては、きちつと要点整理しなきゃいけないと思っぴうんですね。それに基づいて結論はどういうふうに出されるかは別として、私的には、与謝野町公共施設総合管理計画・実施計画の公共施設整備の原則に基づき野田川地域の社会教育施設の再編統合及び野田川就学前教育・保育施設の再編による、幼保連携型認定こども園の設置を求めることについて総合的な見地から検討した結果、云々ということになるんだらうと思っぴうんですね。云々というのは、これは計画ですので、当該計画がどうだったかというようにこの判断が出てくるのかなというふうには思っぴいますし、その判断を出すための根拠が、やはりベースが、揺るぎないベースが必要ですので、揺るぎないベースというのは、合理的に考えると法律的にベースがあるのかどうかということはやはり考えなきゃいけないかなと。でもその法律にバチつと当てはまる要件事実があつたのかどうかということを確認をしなきゃいけないのかなというふうには思っぴっておりますので、先ほどから要件事実を全部申し上げたと思っぴっておりますので、そういうことだと思っぴいます。最後に、見直しが必要と考えられる指摘事項ということは絶対にあげておかなきゃいけないかなと、先ほど白須委員がおつぱしたように、例えび認定こども園の部分があるんであればそれも入れておかなきゃいけないんですけど、ただ私が思っぴいますのは、基本構想基本計画実施計画の策定を早急に、見直しをすることですかね。それをしっかりとやらなきゃいけないと思っぴいますし、それから現在実施をしている事業及び予定の事業ですね、そういったもの見直しが同時に整合性がとれるように整理整頓しなきゃいけないと思っぴいますし、適格性を欠いた事象というのは、この本件計画だけじゃないんですね。見ていただいたら、調べていただいたらわかると思っぴいます。今の総合計画に載つてゐるものが、今現在実施されてゐる事業が総合計画に載つてゐるのかどうか、実施計画はあるのかどうか。財政計画があるのかどうかを見ていただきましたら、それがこの本件計画だけではないと思っぴいますので、それらを考えると、すべての事業に共通の問題であるというふうには考えますので、

すべての事業が、総合計画基本計画・実施計画に整合性があるように、早期に整えるということ。それから最後には、もう2年ですかね、これやり始めてから1年ぐらい協議してますけど、やはりこの事業を遅滞をしたという行政運営の瑕疵についての責任のとり方というのは明らかにしていただきたいんですね。町民はそれだけ、どう言うのか、要は、そのタイミングで受益ができたにも関わらず、受益ができなかったというようなことにありますので、そんなところまでも、やっぱり考えていく必要があるかなというふうに思っております。委員長がずっと展開をされてきました、いろんな意見を聞き、反対者の意見を聞き、そして、執行者の意見を聞き、それを整理整頓をしながらやってきたわけですけど、それに基づきながら、最終的にどう留めていくのかと。ただ、先ほど白須委員とか岡田委員さんがおっしゃっておいりましたし、赤松副委員長もおっしゃってましたけど、財政はことごとく私は怖いというふうに思っております、もうどうにもならないかなと。それをはっきりと財政シミュレーションができない事業計画がないということは先ほど申し上げましたように、自転車操業の極みだと思いますので、そんなところが一番懸念をされますので、ちょっと追加の部分でした。以上です。

●富野委員長：はい、ありがとうございました。小牧委員さんのご意見は非常に正しいんですが、ちょっと補足が必要だと思います。というのはですね、先ほど小牧委員さんもおっしゃってましたけども、総合計画は法令によって規定された事務ではなくなりました。つまり総合計画が無くても良くなったんですね。そうすると、それではそれぞれの町の計画や事業は何に則って行われるべきかと。こういう議論が本来はされなければいけなかったはずなんです。そういう点から言うと、町が総合計画は今もうないという方針を持ち、議会も承認し行政もそういうふうにしたということがあれば、じゃあその代わりに総合計画に代わるものを、どういうふうにオーソライズ、正当化するかということが問題になります。その場合には、議会と住民と理事者の関係性を、改めて条例やその他で、地域のルールとして定めなきゃいけないんですね。多分一番の問題は、今、国の方から言うと、地域の問題は条例によってやってくれということなので、総合計画があるかないかということだけではなくて、総合計画が機能しないのならば、地域づくりの基本となる条例はどうするつもりなんですかという、そういう議論がなくてはなりません。これは専門的な話になりますが、地方自治は条例主義ということになっているんです。だから法律がどうのこうのということは一定程度必要ですが、基本的な地域づくりの基本方針は、総合計画かその他の基本的な条例で自分で決めなきゃいけないのです。その手続きを議会も行政もやってこなかったということについて、私は、やはり行政の責任だけではなくて、議会の責任もあると思いますね。そういうふうな行政について、こういう瑕疵がこういう問題あるということもありますけれども、やはり日本の地方自治自体が、政府の法律に基づいてやってきたから、国の制度に乗った制度ができると、説明もいらんという体質が、今まで続いているんだと思いますね。条例を作るとなると議会にも説明しなきゃいけませんし、住民の皆さんにもこれでいいですかと当然聞かなきゃいけません。そういう体制が本当は、2020年から日本の地方自治に求められていることですから、それがきちっと行われていれば、実はこういう問題は本当は起きなかったはずなんです。そういうことで、委員会として総合計画との関連について、そこを含めていくのかいかないのかという議論を、改めてまとめの段階でしなきゃいけないと思います。いずれにしろこれは与謝野町だけではなくて日本の自治体全体が、非常にそういう意識と実践が欠けているし、住民の代表である議会がまだまだ未成熟であるというところをすごく感じますね。でもせつかくこうふうになったんですから、与謝野町が今一番必要としているのは何なんだというところは、答申や提言に書くか書かないかは別にして、この委員会で、非常に明確になった部分なんだろうかと、私は研究者として思っているところがあります。ちょっと余計なこと言いましたけども、そういうことですね。まとめの中で、もしできたらそういうところも含めて、意識していただいて、まとめの作業をやらせていただければと、こういうふうに思います。すみません、だいぶ時間をくってしまいました。浦島さんどうぞ。

●浦島委員：部分的なところですけども、野田川のこども園の問題については、平成25年に基本計画が諮問されてますけども、それ以降の事態の現状の変更ですね、変化がずっとある中で、僕らのこれ本来のここで議論は集中的にはしていませんけども、この間のやりとりの中でも、定員の問題も含めて再考する必要があるという発言をしてあるので、もちろんかつて7、8年前にその当時の委員の方には議論をしてもらってますけども、事態が変わってきている中では、やはり今後きちっと再検討して、どういう方がいいのかというのを例えば入れるということも、ぜひ今度結論を出した時には、

議論の中にやはり加えないといけないのかなというふうに思っています。現状の、平成25年に出された提案どおりのこども園を作るというのでは、間尺に合わないという状況が今実際には出てきているので、そこの辺りもぜひ、まとめる時に今後の議論として、ぜひ提案をしていただきたいと思います。以上です。

- 富野委員長：はい、ありがとうございます。どうぞ、白須さん。
- 白須委員：先ほど私の発言に対して、西川委員がね、全否定をされていると言われましたので、決して私は全否定したつもりはないんですが、要するに、作るということは決まった後で、例えばそういう180名、かえでは180名ですけども、多分認定こども園を作りますよという計画までは、そんな専門的な見地からということは、多分野田川の場合もそうですしなと思うんです。だけど、作るとなった決まった段階から、建設が始まった段階から、どういうふうに180名のこどもたちのカリキュラムを作ってくるのかという論議になってくると、ほんとにたくさんの時間を費やさないといけないことが起きるんですね。要するに、そういう規模になっていくと、どこにシワ寄せが行くかというのと、職員さんにかかってくるんですね。だから、現場にかかるんですね、負担がね。どれだけ大変な現場が努力しながら、それに合った中身をね、こどもが本当に安心できる環境をどう作っていくのかということに、本当に神経注がなければいけないほど大変な仕事量が増えるんですね。だからそういうことを含めていくとね。規模が大きくなればなるほど子どもの負担は増えます。要するに、子どもが安心できる範囲というのは本当に狭い範囲ですから。それを超えていくような集団があったらそれはストレスにしかならないんですね。不安の材料にしか、親ももちろんそうです。誰もわからない仲間がいっぱいいるわけですから。じゃそういう環境になっていくということは、負担は増えます、子どもも負担が増えます、親も増えます、保育士さんも増えます。だからそういうふうな中でやっていくというのは、本当に子供の安心できる場を作っていこうと思うと、今以上に大変な努力をしなきゃならんということが起きてくるんですね。その責任は、失敗したらその責任は現場の力がなかったんですよと言われるんですよ、しかもね、議会答弁の中で。たまったもんじゃありませんよ。だから今、保育士さんのなり手がね、こんな夢のある仕事がね、なり手がね。登録でいくと、登録者数全国で119万、保育士さんの登録者があるんだけど、実際やられてるのはそのうちの36%。43万人の人しかなくなってないんですね。保育士さんあるんですよ潜在的には。だけど、なれない、なりたくない。そういう、それは何でかといったらこれ厚生省もちゃんと調査されてますよ。なぜなりたくないのかという理由がね、ここではもう時間ありませんから言いませんけど。だからそれだけ過酷な状況が生み出されてくるという、保育士さんが安心してゆとりがなければ、豊かな保育はできません。
- 富野委員長：ご意見は、今まで様々やりましたから、時間があまりないので。
- 白須委員：わかりましたということで、保育士さんは本当に努力されて今頑張っておられるだろうと思います。そのこともそうだと思いますし頭が下がる思いだなと思っています。はい。以上です。
- 富野委員長：はい。ありがとうございます。いかがでしょうかそろそろ時間が迫って参りましたので、次回の予定等についてご意見をいただくようにしたいと思います。よろしいでしょうか。事務局の方から日程について、今のお話ですと、第1週までに、皆さんのご意見を文書でいただくと。2月の予定を踏まえての話ですけども。
- 長島課長：はい。失礼します。それでは2月の予定ということで、まず皆様方には2月の後半のあたりだったかなと思うんですけども、まずこちらの会場が確定申告の時期にも入りまして、2月のここが空いている日です。2月22日月曜日、そして24日の水曜日、26日の金曜日が、この3日間が、わーくぱる、この会場が空いているという日程でございます。あとは3月に入っていくということで3月の1、2、5ぐらいが空いているという状況でございます。事務局からは、そのような報告をさせていただきたいと思いますが。
- 富野委員長：はい。ありがとうございます。副委員長さんどうしますかね。まとめの案を作らなければいけない。
- 富野委員長：提言案は最終的議論のもとになりますから、ちゃんと練っとかないと思いますね。
- 岡田委員：最終となった場合それはどうなんですか。町長にここで提案されるんですか、委員長副委員長が町長室に行って提案されるんですか。
- 富野委員長：まとめはですね、今月中にします。3月までにしますよね。お渡しするのは、別に日程

をとると思います。皆さん、一緒にということであればそれはそれで。私のイメージでは、ぞろぞろ行く感じはありませんが。

●岡田委員：わかりました。

●富野委員長：2月の22日はどうですか。皆さんよいですか。では頑張ってやりますか。

●赤松副委員長：早くやりましょう。

●富野委員長：わかりました。はい。じゃあ2月22日ということで、会場はこちらで1時半からということで、恒例どおりです。そういうことでよろしく願います。お忙しいと思いますけども。できたらこの日にまとめたいですね。はい。ありがとうございました。じゃあ2月22日に決定させていただきます。よろしく願います。あと何か特にご意見、ご提案ありますでしょうか。はい。特にないようでございますが、今日はこれにて、委員会は終了させていただきたいと思います。副委員長さんにご挨拶させていただきます。よろしく願います。

(4. 閉会 赤松副委員長挨拶)

●赤松副委員長：大変お寒い中ご苦勞様でございました。この委員会も今日で第6回を迎えまして、いよいよ今日の委員長のスケジュールで行きますと、いくら長くても、あと2回、早ければ次の委員会で一定の成果が出てくるだろうというふうに思っていますので、ぜひ委員の皆さんも、遠慮せずに、自分の訴えたいところを、この委員会でこんなことを書いたら笑われるとかおかしいとかなしに、自分の率直な意見を、また感想を、是非とも事務局の方へ早いうちに提出していただきまして、それをもとに、委員長ともども、皆さんの前で原案が2月の22日の日には発表できるように鋭意努力して参りますので、是非とも絶大なるご尽力賜りますようによろしく願います。